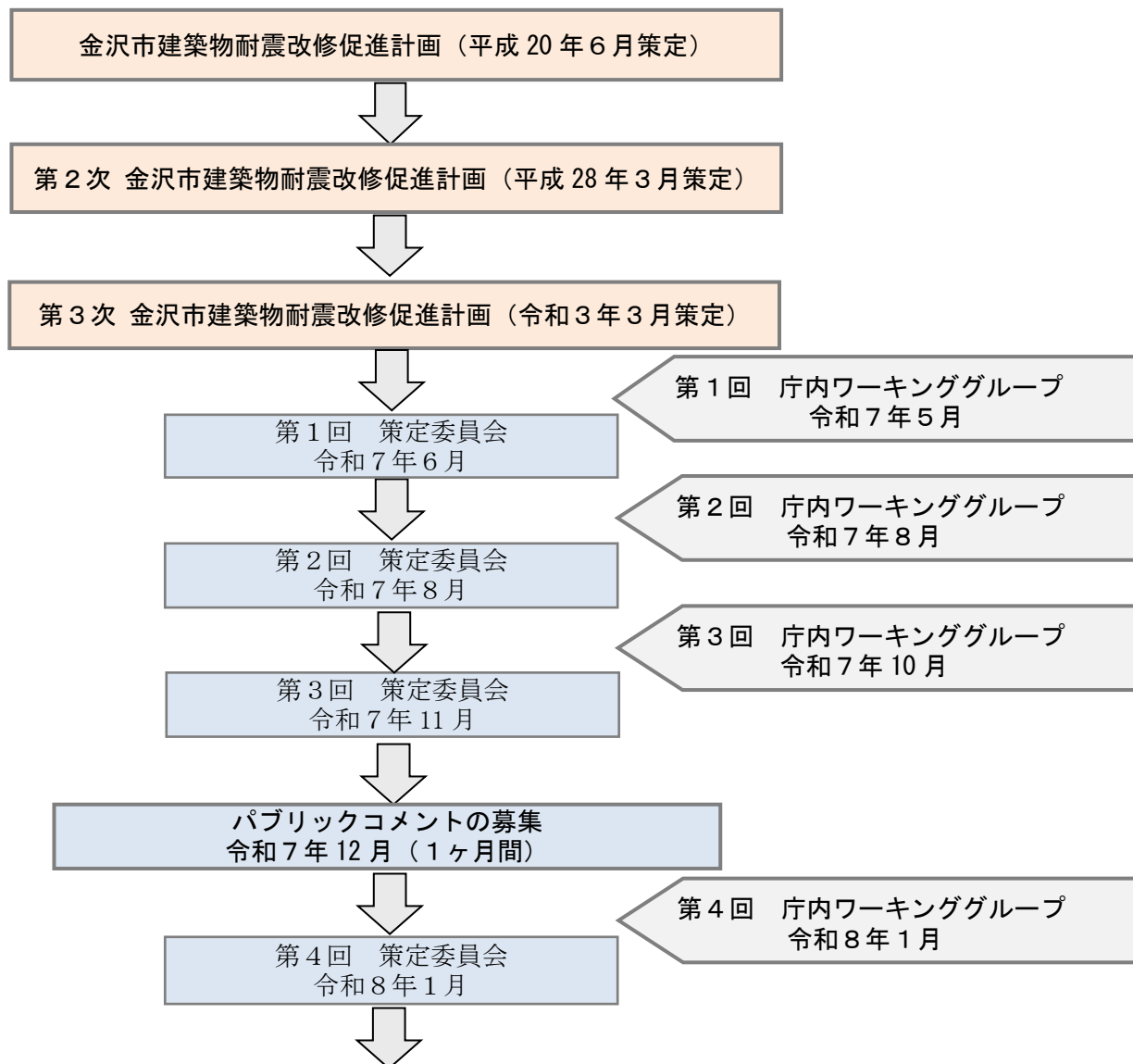


## 資料編

## 目次

資料 1	計画策定の経緯	資- 1
資料 2	令和 6 年能登半島地震による被害の状況	資- 2
	1. 構造別・建築時期別の建築物被害状況	
	2. 被災建築物応急危険度判定の実施状況	
	3. 地震被災住宅安全性確認業務の実施状況	
資料 3	地震発生可能性の長期評価	資- 5
	1. 主な活断層の長期評価	
	2. 北陸エリアにある断層帯（活断層）の長期評価	
資料 4	これまでの地震履歴	資- 7
資料 5	建築基準法構造関係規定の主な改正経緯	資- 8
資料 6	補助制度の利用状況等	資- 9
	1. 耐震改修補助制度	
	2. 危険ブロック塀の除却補助制度	
	3. 普及・啓発活動	
資料 7	土砂災害避難地図	資-10
資料 8	液状化危険予測図	資-11
資料 9	特別消防対策区域、防災まちづくり協定締結区域	資-12
資料 10	市民意識調査の結果	資-14
	1. まちなか区域の特別消防対策区域（小橋、森山地区）に立地する木造住宅居住者	
	2. 過去 5 年間（H31～R5）の耐震診断補助又は耐震アドバイザー制度の利用者のうち その後耐震改修まで進んでいない木造住宅所有者	
	3. 緊急輸送道路沿道に立地する建築物所有者	
資料 11	法・条例	資-26
	1. 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）	
	2. 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成 7 年政令第 429 号）	
	3. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針	
	4. 金沢市における災害に強い都市整備の推進に関する条例	

## 資料1 計画策定の経緯



## 第4次 金沢市建築物耐震改修促進計画（令和8年3月策定）

策定委員会メンバー [令和7年4月1日～令和9年3月31日]

■金沢大学名誉教授	地震工学	宮島 昌克	委員長
■金沢工業大学 建築学部教授	耐震設計・木構造	須田 達	副委員長
■（一社）石川県木造住宅協会	住宅事業者	駒澤 美紀	委員
■金沢大学 融合研究域 教授	社会学	眞鍋 知子	委員
■（一社）石川県建築士事務所協会耐震防災委員	建築構造	宮坂 智信	委員
■石川県土木部次長兼建築住宅課 課長	建築行政	北川 睦	委員

庁内ワーキンググループメンバー

■歴史都市推進課	■福祉政策課	■都市計画課
■市街地再生課	■住宅政策課	■道路建設課
■道路管理課	■危機管理課	■消防局予防課
■消防局警防課	■建築指導課（事務局）	

## 資料 2 令和 6 年能登半島地震による被害の状況

### 1. 構造別・建築時期別の建築物被害状況

構造	建築物の被害レベル	建築時期			総計
		～1981年5月	1981年6月～2000年5月	2000年6月～	
木造	無被害	426棟 (12.5%)	237棟 (26.5%)	398棟 (65.5%)	1061棟 (21.6%)
	軽微・小破・中破	1644棟 (48.2%)	505棟 (56.6%)	198棟 (32.6%)	2347棟 (47.8%)
	大破	676棟 (19.8%)	103棟 (11.5%)	8棟 (1.3%)	787棟 (16.0%)
	倒壊・崩壊	662棟 (19.4%)	48棟 (5.4%)	4棟 (0.7%)	714棟 (14.5%)
	計	3408棟 (100.0%)	893棟 (100.0%)	608棟 (100.0%)	4909棟 (100.0%)
S造	無被害	12棟 (18.5%)	41棟 (47.1%)	55棟 (78.6%)	108棟 (48.6%)
	軽微・小破・中破	45棟 (69.2%)	41棟 (47.1%)	15棟 (21.4%)	101棟 (45.5%)
	大破	6棟 (9.2%)	5棟 (5.7%)	0棟 (0.0%)	11棟 (5.0%)
	倒壊・崩壊	2棟 (3.1%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	2棟 (0.9%)
	計	65棟 (100.0%)	87棟 (100.0%)	70棟 (100.0%)	222棟 (100.0%)
RC造	無被害	22棟 (38.6%)	22棟 (50.0%)	14棟 (56.0%)	58棟 (46.0%)
	軽微・小破・中破	33棟 (57.9%)	22棟 (50.0%)	11棟 (44.0%)	66棟 (52.4%)
	大破	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)
	倒壊・崩壊	2棟 (3.5%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	2棟 (1.6%)
	計	57棟 (100.0%)	44棟 (100.0%)	25棟 (100.0%)	126棟 (100.0%)
混構造	無被害	9棟 (16.7%)	4棟 (30.8%)	4棟 (57.1%)	17棟 (23.0%)
	軽微・小破・中破	24棟 (44.4%)	5棟 (38.5%)	3棟 (42.9%)	32棟 (43.2%)
	大破	10棟 (18.5%)	2棟 (15.4%)	0棟 (0.0%)	12棟 (16.2%)
	倒壊・崩壊	11棟 (20.4%)	2棟 (15.4%)	0棟 (0.0%)	13棟 (17.6%)
	計	54棟 (100.0%)	13棟 (100.0%)	7棟 (100.0%)	74棟 (100.0%)
その他	無被害	4棟 (57.1%)	5棟 (71.4%)	4棟 (66.7%)	13棟 (65.0%)
	軽微・小破・中破	3棟 (42.9%)	2棟 (28.6%)	2棟 (33.3%)	7棟 (35.0%)
	大破	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)
	倒壊・崩壊	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)
	計	7棟 (100.0%)	7棟 (100.0%)	6棟 (100.0%)	20棟 (100.0%)
不明	無被害	3棟 (18.8%)	5棟 (55.6%)	12棟 (75.0%)	20棟 (48.8%)
	軽微・小破・中破	4棟 (25.0%)	3棟 (33.3%)	4棟 (25.0%)	11棟 (26.8%)
	大破	4棟 (25.0%)	1棟 (11.1%)	0棟 (0.0%)	5棟 (12.2%)
	倒壊・崩壊	5棟 (31.3%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	5棟 (12.2%)
	計	16棟 (100.0%)	9棟 (100.0%)	16棟 (100.0%)	41棟 (100.0%)
全体	無被害	476棟 (13.2%)	314棟 (29.8%)	487棟 (66.5%)	1277棟 (23.7%)
	軽微・小破・中破	1753棟 (48.6%)	578棟 (54.9%)	233棟 (31.8%)	2564棟 (47.6%)
	大破	696棟 (19.3%)	111棟 (10.5%)	8棟 (1.1%)	815棟 (15.1%)
	倒壊・崩壊	682棟 (18.9%)	50棟 (4.7%)	4棟 (0.5%)	736棟 (13.6%)
	計	3607棟 (100.0%)	1053棟 (100.0%)	732棟 (100.0%)	5392棟 (100.0%)

出典：「令和 6 年能登半島地震における建築物構造被害の原因分析を行う委員会」の令和 6 年能登半島地震建築物被害調査等報告（速報）〔国土交通省国土技術政策総合研究所、国立研究開発法人 建築研究所〕

## 2. 被災建築物応急危険度判定の実施状況

### (1) 実施日程

令和6年1月4日(木)～1月21日(日)(延べ18日間)

### (2) 実施市町

七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、かほく市、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町(11市町)

### (3) 実施件数

31,600件 (内訳) 危険: 12,615件 (39.9%) 要注意: 8,790件 (27.8%) 調査済: 10,195件 (32.3%)

#### ■ 累計件数 (1月4日～1月21日)

延べ班数(延べ人数) 958班 (1,916人)

	実施件数	危険(赤)	要注意(黄)	調査済(緑)	開始	終了
七尾市	1,546	682	444	420	1/4	1/9
輪島市	8,579	4,559	2,345	1,675	1/10	1/21
珠洲市	4,600	2,686	1,168	746	1/10	1/21
羽咋市	749	139	268	342	1/4	1/6
かほく市	1,001	134	223	644	1/10	1/12
内灘町	1,679	432	436	811	1/17	1/21
志賀町	995	416	319	260	1/4	1/6
宝達志水町	194	62	44	88	1/12	1/12
中能登町	3,448	451	952	2,045	1/4	1/10
穴水町	6,350	2,310	1,850	2,190	1/4	1/18
能登町	2,459	744	741	974	1/8	1/16
合計	31,600	12,615	8,790	10,195		
割合		39.9%	27.8%	32.3%		

出典：石川県資料(令和6年1月22日)

### 3. 地震被災住宅安全性確認業務の実施状況

金沢市では令和6年能登半島地震発生後に「被災建築物応急危険度判定」を実施しませんでした。が、自宅が被災し、安全性等に不安を感じる市民からの問い合わせが多数寄せられました。このため、以下のとおり「地震被災住宅安全性確認業務」を実施しました。

#### (1) 目的

市内の戸建て住宅の安全性を確認することで所有者等の不安を軽減し、その後の修繕につなげることを目的としました。

#### (2) 対象

町会を通じて申込のあった市民が所有する戸建て住宅を対象としました。

#### (3) 実施期間

令和6年1月20日（土）～5月23日（木）

#### (4) 調査内容

住宅の外部（家屋の傾き・屋根・外壁・基礎・土留め・塀等）を目視にて確認し、損傷程度をA（無）、B（軽微）、C（大きい）の3つの評価に分類しました。

損傷程度Cと評価した件数が多かったのは液状化により甚大な被害があった栗崎地区でした。

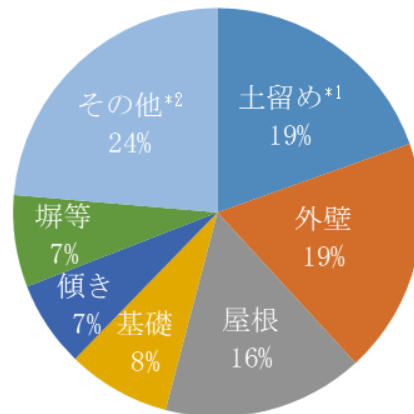
#### (5) 調査後の対応

住宅の所有者等には修繕業者団体等の連絡先を案内するとともに、損傷程度の大きかった場合には、災害復旧等の各種支援制度を併せて助言することで、市民の不安の軽減に努めました。

■ 損傷程度別の内訳 ■

損傷程度	調査済件数 (%)
A (無)	6,973 (79%)
B (軽微)	1,694 (19%)
C (大きい)	176 (2%)
合計	8,843

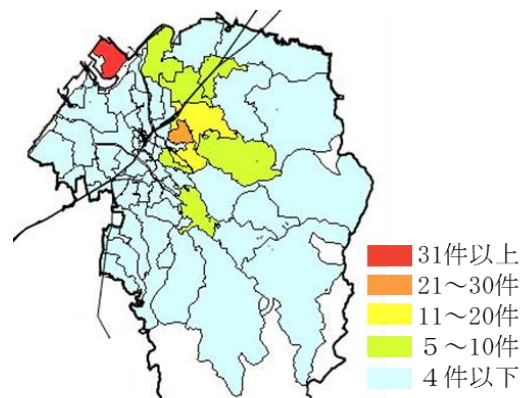
■ 損傷程度Cと評価した部位の内訳 ■



\*1 既存擁壁の割れ、傾き等

\*2 地盤のひび割れ、傾き等

■ 損傷程度Cと評価した部位の件数 ■



出典：金沢市建築指導課資料

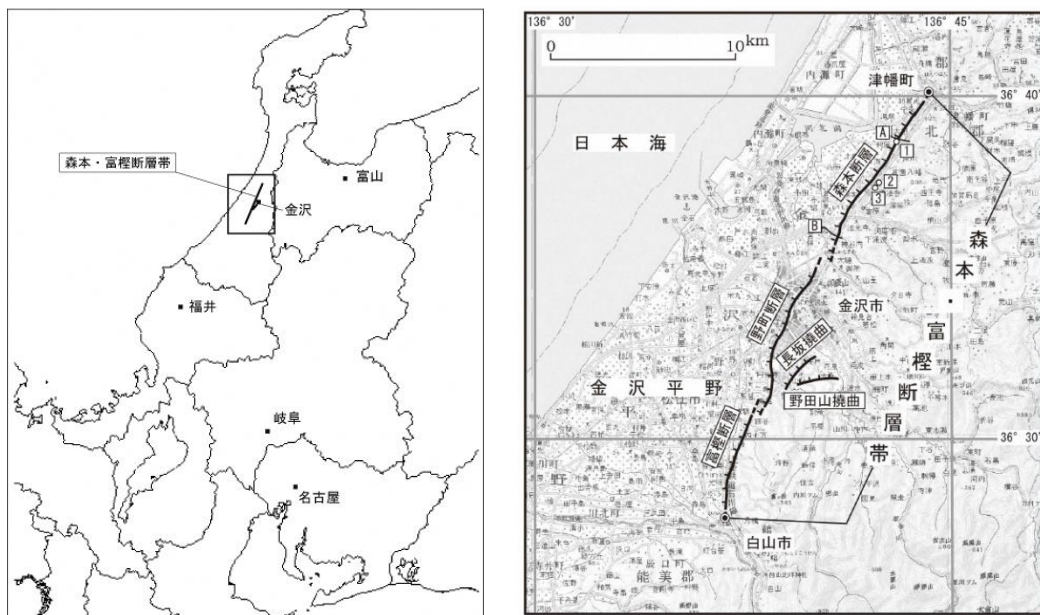


## 2. 北陸エリアにある断層帯（活断層）の長期評価

### ■ 長期評価 ■

断層帯	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	評価 (ランク)	地震発生確率 (30年以内)	活動間隔		
				平均	最新	
石川県	森本・富樫断層帯	7.2程度	Sランク	2%~8%	1,700年~2,200年程度	約2,000年前~4世紀
	邑知潟断層帯	7.6程度	Aランク	2%	1,200年~1,900年程度	約3,200年前~9世紀
富山県	砺波平野断層帯東部	7.0程度	Sランク	ほぼ0.04%~6%	3,000~7,000年程度	約4,300年前~3,600年前
	呉羽山断層帯	7.2程度	Sランク	ほぼ0%~5%	3,000~5,000年程度	約3,500年前~7世紀以前
	魚津断層帯	7.3程度	Aランク	0.4%以上	8,000年程度以下	不明
	牛首断層帯	7.7程度	Zランク	ほぼ0%	約5,000年~7,100年	11~12世紀
	庄川断層帯	7.9程度	Zランク	ほぼ0%	約3,600年~6,900年	11~16世紀
福井県	福井平野東縁断層帯	7.6程度	Zランク	ほぼ0%~0.07%	約6,300年~10,000年	約3,400年前~2,900年前
	濃尾断層帯	7.3程度	Zランク	ほぼ0%	約2,100年~3,600年	1891年濃尾地震
	柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯	7.6程度	Zランク	ほぼ0%	約2,300年~2,700年	17世紀頃
	野坂・集福寺断層帯	6.5程度	Xランク	不明	不明	不明
	湖北山地断層帯	7.2程度	Zランク	ほぼ0%	約3,000年~4,000年	11~14世紀
新潟県	楡形山脈断層帯	6.8程度	Sランク	0.3%~5%	約2,800年~4,200年	約3,200年前~2,600年前
	月岡断層帯	7.3程度	Aランク	ほぼ0%~1%	7,500年以上	約6,500年~900年前
	長岡平野西縁断層帯	8.0程度	Sランク	3%以下	約1,200年~3,700年	13世紀以後
	十日町断層帯西部	7.4程度	Sランク	3%以上	3,300年程度	約3,100年前以前
	六日町断層帯	7.1程度	Aランク	0.4%~0.9%	約3,200年~7,600年	約4,900年前~16世紀
	高田平野東縁断層帯	7.2程度	Sランク	ほぼ0%~8%	2,300年程度	約3,500年前~19世紀

### ■ 森本・富樫断層帯 ■



※森本・富樫断層帯は、金沢平野の南東縁に発達する活断層帯です。石川県河北郡津幡町から金沢市を経て白山市明島町付近（旧石川郡鶴来町）に至る、長さ約26km、断層帯の東側が西側に乗り上げる逆断層です。

出典：政府地震調査研究推進本部

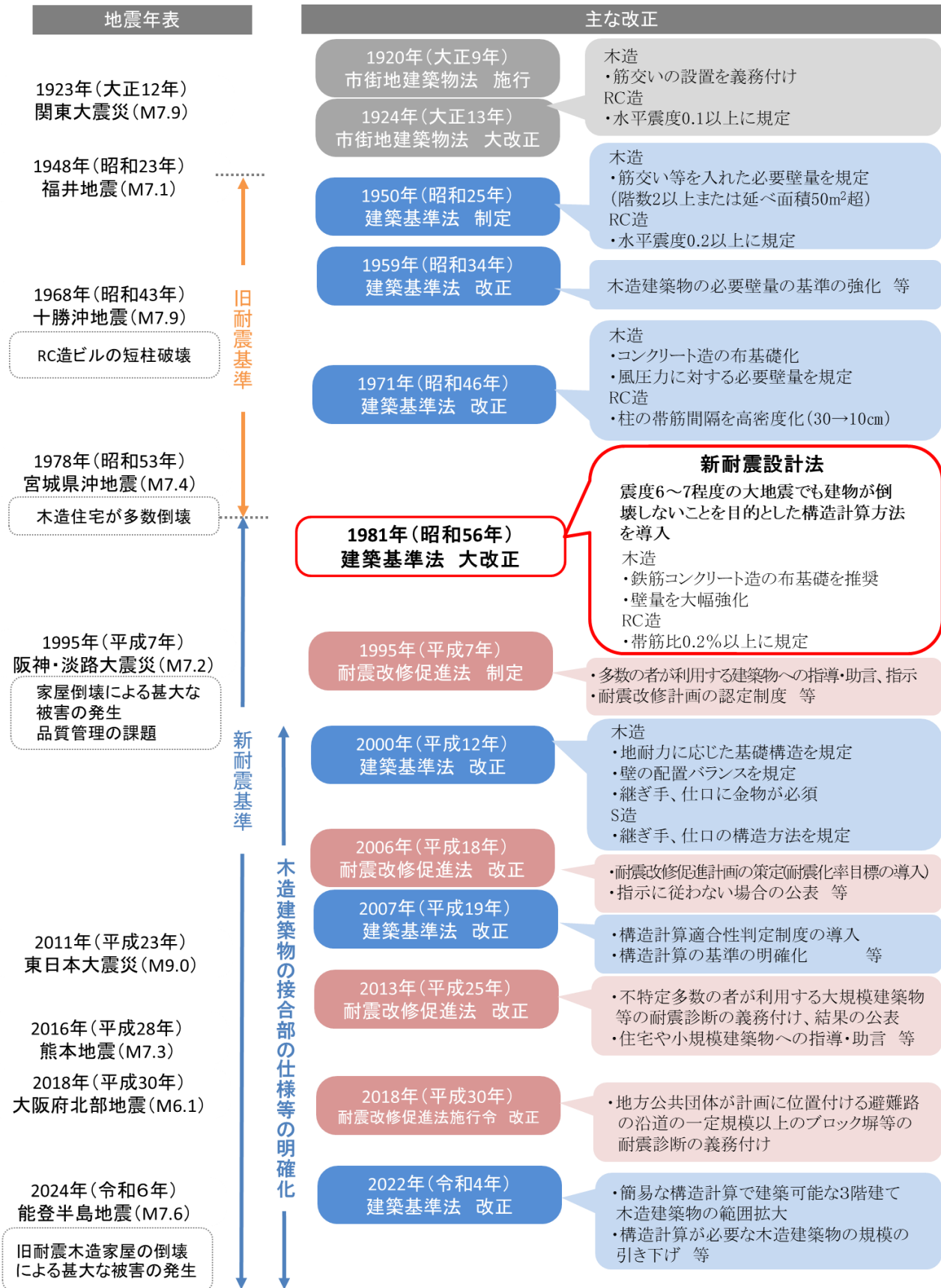
## 資料4 これまでの地震履歴

金沢市域に影響を及ぼしたと思われる地震及び国内の大規模な地震は以下のとおりです。

西暦(和暦)	名称	最大M	石川県内の主な被害	備考
1586.1.18 (天正13)	天正地震	7.8	—	—
1717(不明) (享保2)	享保地震	6.3	金沢・小松	—
1891.10.28 (明治24)	濃尾地震	8	家屋全壊25 金沢震度4	地震調査研究推進本部
1892.12.9 (明治25)	能登半島	6.4	羽咋郡高浜町・火打谷村で家屋損壊あり。 堀松村末吉で、死者1、負傷者5、家屋全壊2(11日にも同程度の地震あり) 金沢震度4	地震調査研究推進本部 金沢地方気象台
1909.8.14 (明治42)	姉川地震 (江濃地震)	6.8	金沢震度4	金沢地方気象台
1944.12.7 (昭和18)	東南海地震	7.9	住家全壊3 金沢震度3	地震調査研究推進本部 金沢地方気象台
1948.6.28 (昭和23)	福井地震	7.1	死者41、負傷者453、家屋全壊802 金沢震度4	地震調査研究推進本部 金沢地方気象台
1952.3.7 (昭和27)	大聖寺沖地震	6.5	死者7、負傷者8 金沢震度3	地震調査研究推進本部 金沢地方気象台
1981.6.1 (昭和56)	建築基準法施行令改正【新耐震基準】施行			
1993.2.7 (平成5)	能登半島沖地震	6.6	金沢震度4	金沢地方気象台
1995.1.17 (平成7)	兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	7.2	金沢震度3	金沢地方気象台
1995.12.25 (平成7)	耐震改修促進法の制定			
2004.10.23 (平成16)	新潟県中越地震	6.8	金沢震度2	金沢地方気象台
2006.1.26 (平成18)	耐震改修促進法の改正			
2007.3.25 (平成19)	平成19年能登半島地震	6.9	金沢震度4	金沢地方気象台
2011.3.11 (平成23)	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	9	金沢震度4	金沢地方気象台
2013.11.25 (平成25)	耐震改修促進法の改正			
2016.4.14~ (平成28)	熊本地震	7.3	—	—
2018.6.18 (平成30)	大阪府北部地震	6.1	金沢震度2	—
2019.1.1 (平成31)	耐震改修促進法施行令の改正			
2022.6.19 (令和4)	能登地方を震源とする地震	5.4	金沢震度2	金沢地方気象台
2023.5.5 (令和5)	令和5年奥能登地震	6.5	金沢震度4	金沢地方気象台
2024.1.1 (令和6)	令和6年能登半島地震	7.6	金沢震度5強	金沢地方気象台

出典：金沢市地域防災計画に加筆

# 資料5 建築基準法構造関係規定の主な改正経緯



## 資料6 補助制度の利用状況等

## 1. 耐震改修補助制度

## ■ 耐震改修補助制度の利用状況 ■

(単位：件)

種別		計画策定まで	第1次計画期間	第2次計画期間	第3次計画期間					合計
		(H16～19)	(H20～27)	(H28～R2)	R3	R4	R5	R6	R7	
木造	耐震診断	61	252	180	24	30	32	88	45	712
	耐震改修工事	10	194	127	27	16	23	39	37	473
被災 木造	耐震診断	—	—	—	—	—	—	4	5	9
	耐震改修工事	—	—	—	—	—	—	0	4	4
	建替工事	—	—	—	—	—	—	1	9	10
非木造	耐震診断	4	31	7	0	2	2	1	0	47
	耐震設計	3	8	9	1	1	0	1	0	23
	耐震改修工事	2	4	11	1	1	1	0	0	20
合計		80	489	334	53	50	58	134	100	1298
年平均		20	61	67	53	50	58	134	100	59
耐震アドバイザー(H21～)		—	105	223	25	30	38	63	44	528
年平均		—	15	45	25	30	38	63	44	31

## 2. 危険ブロック塀の除却補助制度

## ■ 危険ブロック塀の除却補助の利用状況 ■

(単位：件)

S59～H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
262	47	40	30	24	35	53	49	25	565

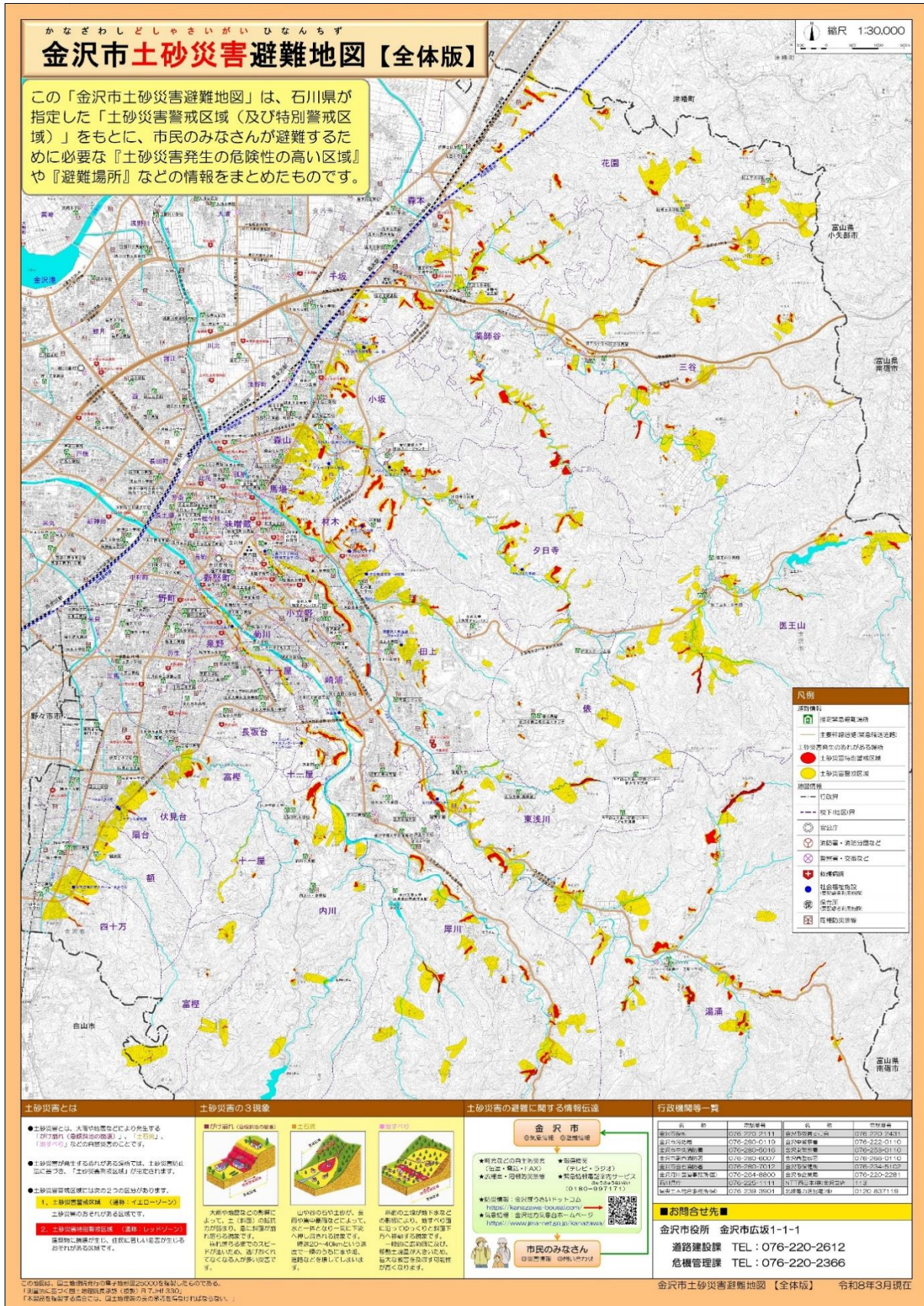
2

## 3. 普及・啓発活動

## ■ 耐震化に関する普及・啓発活動 ■

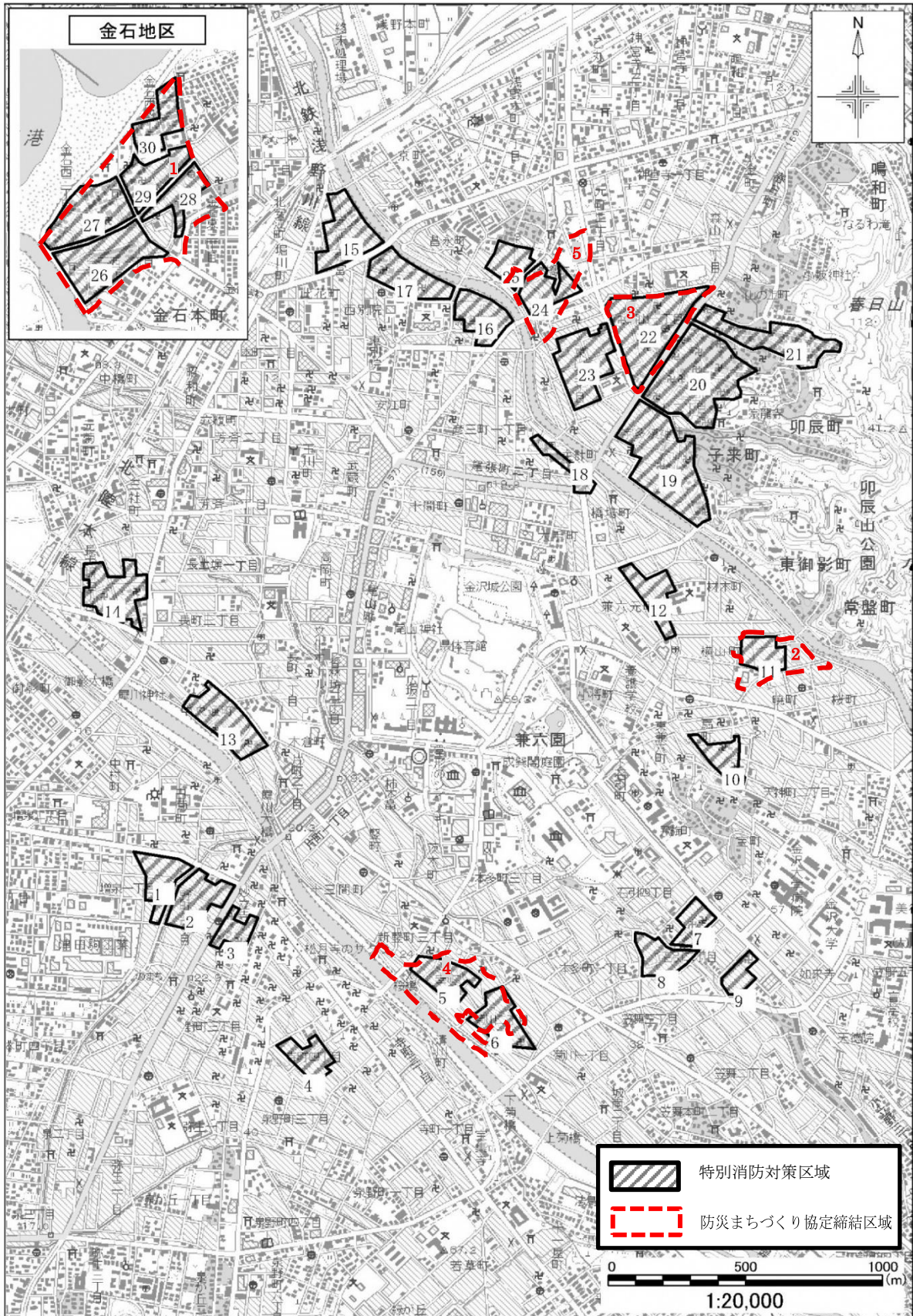
周知活動		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
戸別訪問（チラシ配布戸数）	(戸)	213	129	94	79	101	60	264	149
新聞広報・広告記事	(回)	3	4	3	3	4	3	2	3
チラシ全戸回覧（班回覧）	(回)	2	2	2	2	2	2	2	2
出前講座（かがやき発信講座等）	(回)	6	1	3	2	1	4	10	10
セミナー・相談会	(回)	1	1	1	2	2	2	1	1

# 資料 7 土砂災害避難地図





# 資料9 特別消防対策区域、防災まちづくり協定締結区域



出典：金沢市地域防災計画に掲載の図に防災まちづくり協定締結区域を追記

## 【特別消防対策区域】

区域 番号	特別消防対策 区域名称	面積 (㎡)	人口	世帯数	建 物 状 況				道 路 状 況	
					補正平 均建ぺ い 率 (%)	建築物 棟 数	木造建 築物の 占割 合(%)	木造大 建築物 棟 数	総延長 (km)	消防車 通 行 不 能 (%)
1	増泉1丁目	30,051.53	880	339	71.0	242	92.56	0	1.013	62.3
2	野町2丁目	39,553.04	930	358	73.0	267	91.38	0	1.318	38.7
3	野町1丁目	16,150	145	51	62.2	47	95.74	7	0.18	100
4	寺町4丁目	18,753	508	166	67.0	155	98.06	0	0.55	64.0
5	幸町	25,454	539	205	71.0	195	97.94	0	0.70	55.7
6	菊川2丁目	23,766	516	176	63.4	168	97.02	0	0.752	37.5
7	石弓2丁目(1)	21,150	410	108	63.8	108	97.22	3	0.38	13.2
8	石弓2丁目(2)	24,530	358	123	48.0	123	99.18	0	0.60	56.7
9	石弓3丁目(3)	13,750	312	82	63.4	80	98.75	1	0.338	74.0
10	扇町	28,250	500	174	57.6	152	97.36	0	0.475	28.9
11	横山町、暁町	35,943	908	271	62.5	267	97.0	1	1.06	38.8
12	材木町	21,250	527	172	69.80	160	98.75	0	0.295	23.7
13	中央通町	35,000	861	311	69.86	347	94.52	3	1.14	45.6
14	長土堀2、3丁目	38,500	751	255	64.76	293	96.58	6	0.96	32.3
15	堀川町	59,090	1,188	408	67.03	572	87.38	2	1.80	37.5
16	瓢箪町	36,750	589	194	67.18	361	98.06	3	1.11	23.83
17	瓢箪町、笠市町	44,250	705	238	64.23	310	98.38	6	1.0	34.0
18	主計町	5,500	99	33	84.60	63	93.65	1	0.19	100
19	東山1丁目	84,600	1,819	679	71.78	724	98.34	5	2.91	35.88
20	東山2丁目	67,500	1,348	425	57.68	562	99.46	10	2.20	68.0
21	山の上町	52,950	755	250	47.18	282	99.64	6	1.58	19.0
22	森山1丁目	85,065	1,718	551	65.20	719	97.74	7	2.64	43.60
23	東山3丁目	41,809	618	290	56.92	257	96.86	2	0.61	39.34
24	小橋町	31,805	654	209	65.00	266	98.50	2	1.03	54.37
25	昌永町	26,250	421	140	65.06	197	100	6	0.61	8.20
26	金石西地区(1)	51,850	1,001	267	65.40	393	99.74	4	1.56	44.20
27	金石西地区(2)	48,658	670	182	65.22	371	100	8	1.68	26.78
28	金石西地区(3)	22,600	368	88	73.33	129	98.44	8	0.17	20.60
29	金石西地区(4)	32,500	494	134	64.79	184	98.91	6	0.60	21.67
30	金石西地区(5)	31,250	527	143	59.17	239	99.58	2	0.73	5.48

(注) 道路状況欄の「総延長」とは、区域内の道路延長距離の合計をいい、「消防車通行不能」とは、当該道路のうち、消防車(小型)が進入できない延長距離の合計をパーセントで表わす。

出典：金沢市地域防災計画

## 【防災まちづくり協定締結区域】

区域番号	地区名	区域の位置	面積	協定締結年月日
1	金石西地区	金石西1丁目の一部、2丁目、3丁目及び4丁目	約29.7ha	平成18年4月7日
2	横山町地区	横山町、材木町の各一部	約4.6ha	平成24年3月7日
3	森山地区	森山1丁目、東山3丁目の各一部	約8.0ha	平成26年3月26日
4	幸町地区	幸町、中川除町、川岸町、枝町、杉浦町、菊川二丁目の各一部	約7.9ha	令和6年11月11日
5	小橋地区	小橋町、元町2丁目、昌永町の各一部	約7.0ha	令和6年11月28日

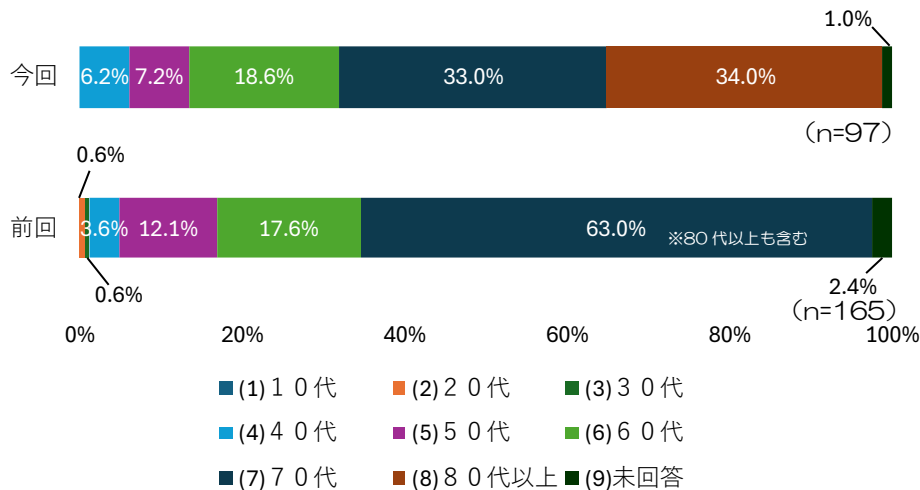
## 資料 10 市民意識調査の結果

### 1. まちなか区域の特別消防対策区域（小橋、森山地区）に立地する木造住宅居住者

- ・調査概要：まちなか区域の特別消防対策区域（小橋、森山地区）に立地する、昭和 56 年以前に新築された木造住宅の居住者 264 人を対象にアンケート調査を実施
- ・調査方法：直接配布、郵送回答
- ・配布数：N=264 票 ・回収数：n=97 票 ・回収率：36.7%
- ・調査期間：令和 6 年 11 月中旬～12 月 15 日（前回調査は令和 2 年 7 月～8 月に実施）

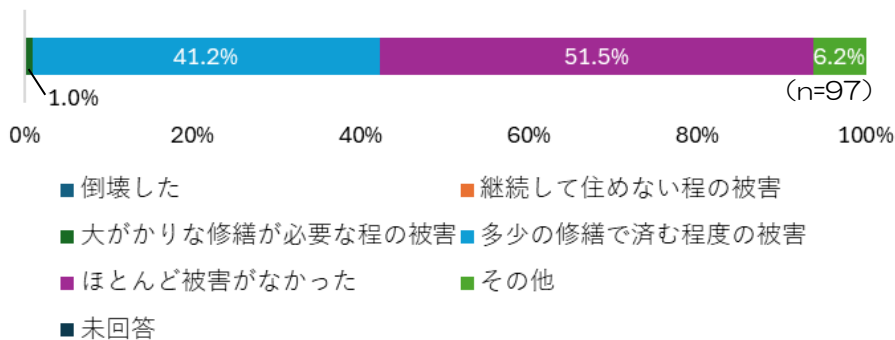
#### ①世帯主の年齢

- ・回答者のうち、67.0%が 70 代以上である。
- ・前回調査時よりも居住者の高齢化が進んでいる。



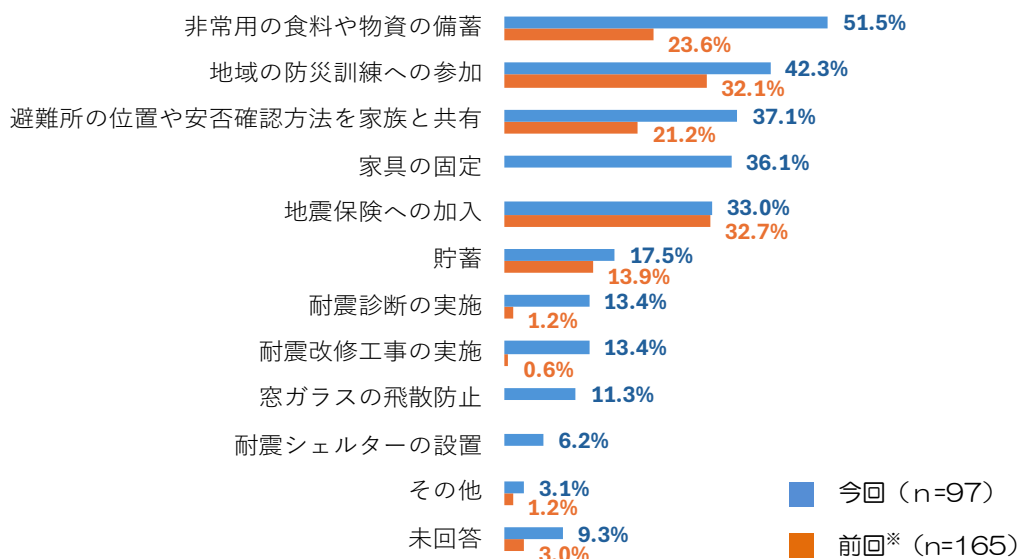
#### ②令和 6 年能登半島地震による自宅の被害状況

- ・「多少の修繕で済む程度の被害」と「ほとんど被害がない」を合せると 92.7%を占め、「大がかりな修繕が必要な程の被害」はほとんど見られません。



## ③地震に対する備えとして有効だと思うこと【複数回答】

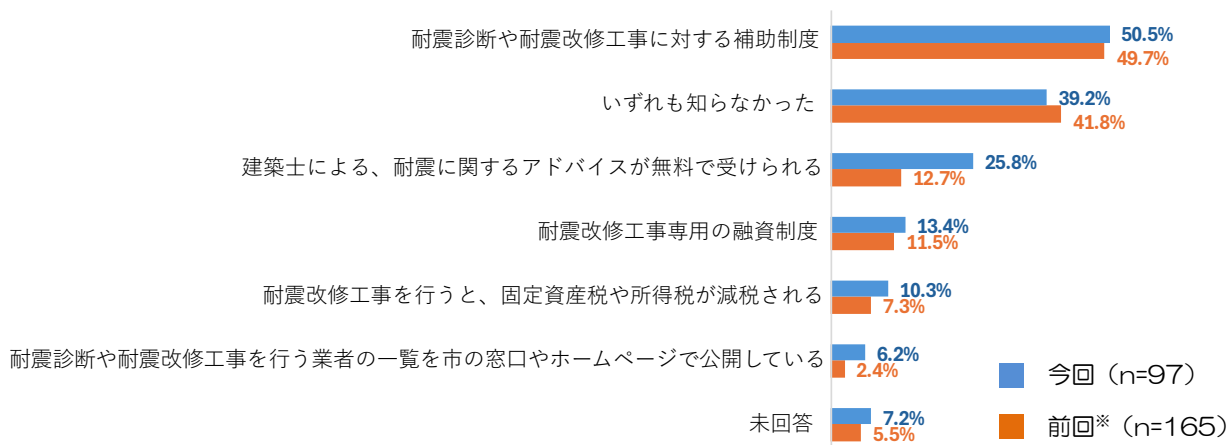
- ・「非常用の食料や物資の備蓄」、「地域の防災訓練への参加」、「避難所の位置や安否確認方法を家族と共有」、「地震保険への加入」など、ソフト面での対策の割合が高くなっています。
- ・「耐震診断の実施」、「耐震改修工事の実施」は、前回調査と比べて割合が大きく上昇しており、住宅の耐震化への関心が高まっています。
- ・減災対策では「家具の固定」の割合が最も高く、「窓ガラスの飛散防止」「耐震シェルターの設置」に比べて認知度が高いと言えます。



※前回の回答については、今回と同一の選択肢の結果のみ

## ④耐震化に関する取組みで知っているもの【複数回答】

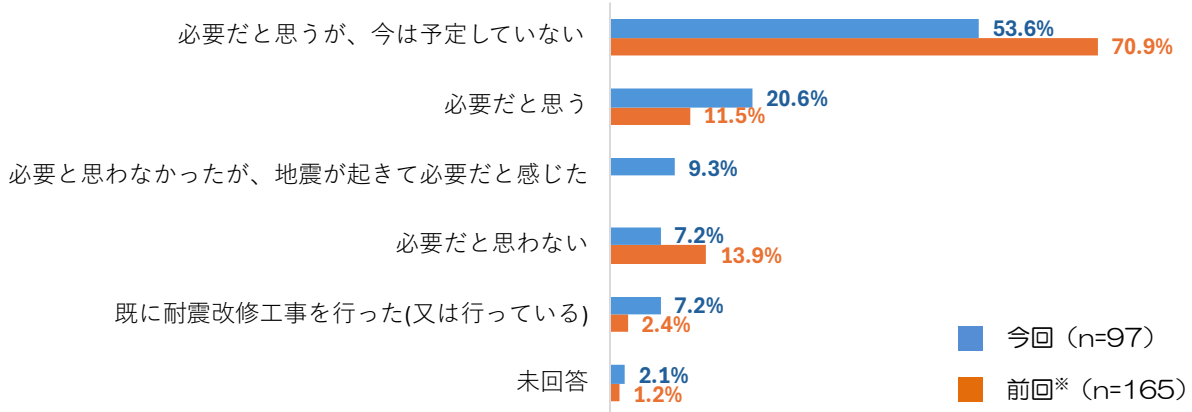
- ・「耐震診断や耐震改修工事に対する補助制度」が50.5%である一方、「いずれも知らない」が39.2%に上り、割合は前回調査時から横ばいです。
- ・「建築士による耐震に関するアドバイスが無料で受けられる」の割合は前回調査と比べて2倍になっており、認知度が上昇しています。



※前回の回答については、今回と同一の選択肢の結果のみ

### ⑤耐震改修工事の必要性

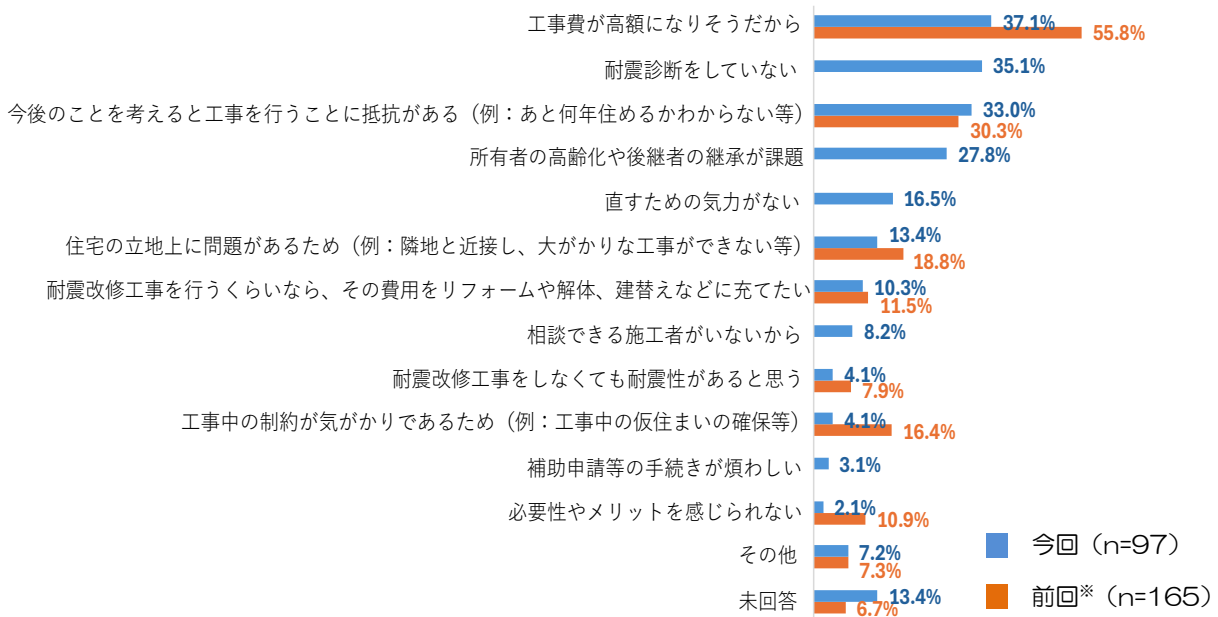
- ・耐震改修工事の必要性を感じている人（「必要だと思うが、今は予定していない」＋「必要だと思う」＋「必要と思わなかったが、地震が起きて必要だと感じた」と「既に耐震改修工事を行った」人の割合は合せて90.7%で前回（84.8%）よりも上昇しています。
- ・また、「必要だと思わない」の割合は前回よりも減少しており、耐震化の必要性に対する意識は向上しています。



※前回の回答については、今回と同一の選択肢の結果のみ

### ⑥耐震改修工事を行っていない理由【複数回答】

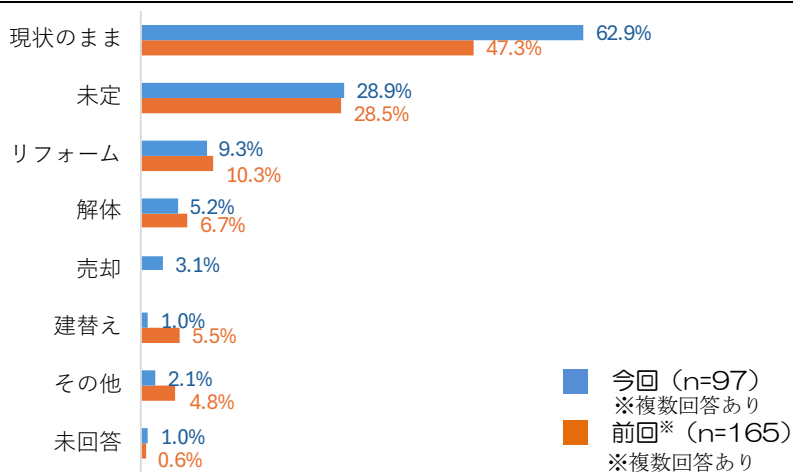
- ・耐震改修工事を行っていない理由は、工事費に関する懸念、耐震診断を実施していないこと、自身の高齢化や後継者問題に関する内容の割合が高くなっています。
- ・「耐震改修工事をしなくても耐震性があると思う」や「必要性やメリットを感じられない」の割合は前回から減少しており、耐震化の必要性に対する意識は向上しています。



※前回の回答については、今回と同一の選択肢の結果のみ

## ⑦住宅の維持管理に関する今後の意向

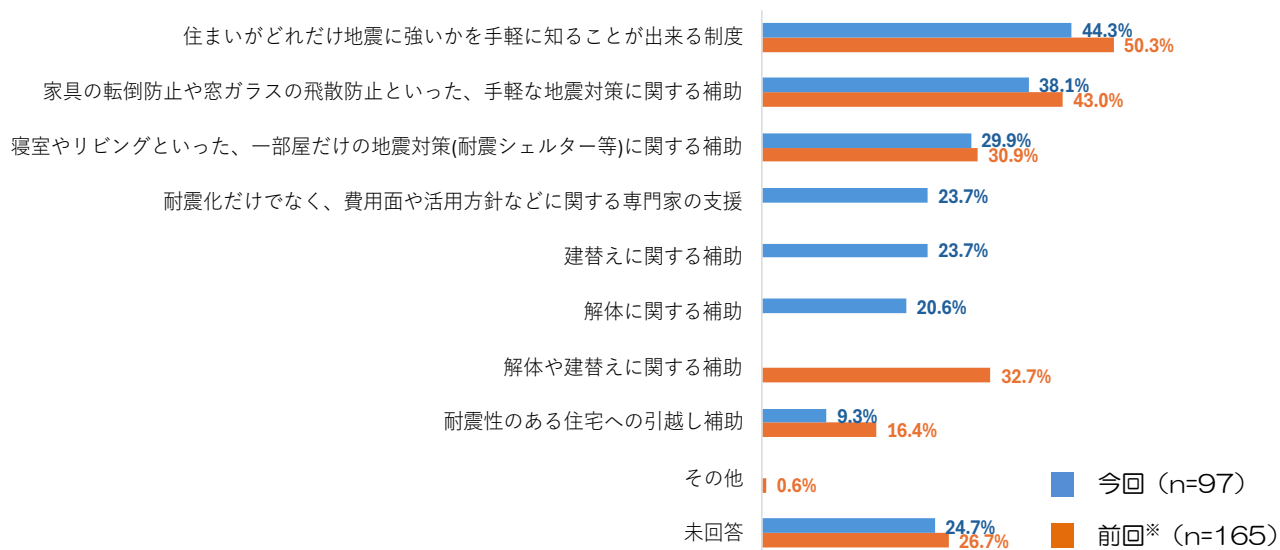
- ・62.9%が「現状のまま」と回答しており、前回よりも割合が上昇していることから、高齢化等により、やむを得ず耐震化ができない場合の減災化の取り組みがより重要となっています。
- ・また、「未定」が28.9%、「リフォーム」が9.3%で、前回調査から横ばいです。



※前回の回答については、今回と同一の選択肢の結果のみ

## ⑧耐震改修工事の補助制度以外で受けたいと思う補助や支援【複数回答】

- ・「耐震性を手軽に知ることができる制度」、「家具転倒防止・窓ガラス飛散防止などの手軽な地震対策」、「一部屋だけの地震対策（耐震シェルター等）」といった減災対策が上位となっており、前回調査と同様の傾向です。
- ・また、「建替え」や「解体」に対する要望も一定数あります。



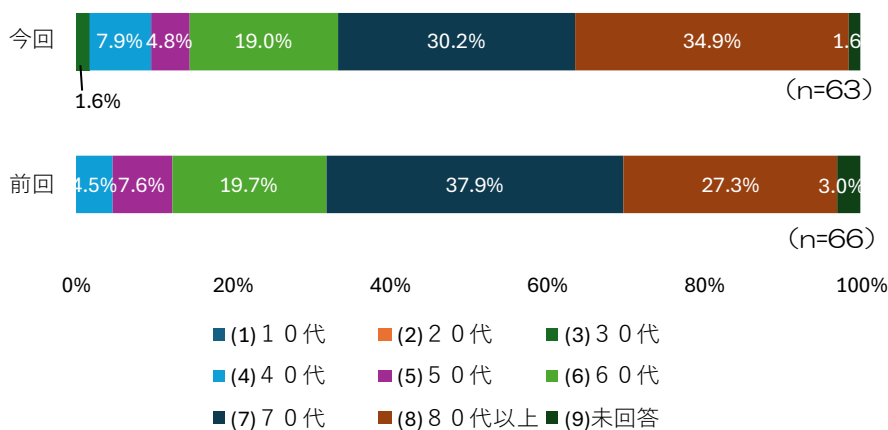
※前回の回答については、今回と同一の選択肢の結果のみ

## 2. 過去5年間（H31～R5）の耐震診断補助又は耐震アドバイザー制度の利用者のうち、その後耐震改修まで進んでいない木造住宅所有者

- ・調査概要：耐震診断補助制度利用者（33人）又は耐震アドバイザー派遣制度利用者（116人）の計149人を対象に実施
- ・調査方法：郵送配布、郵送回答
- ・配布数：N=149票 ・回収数：耐震診断 n=12票 耐震アドバイザー制度 n=51票 計 n=63票
- ・回収率：42.3%
- ・調査期間：令和7年3月10日～3月31日（前回調査は令和元年9月～10月に実施）

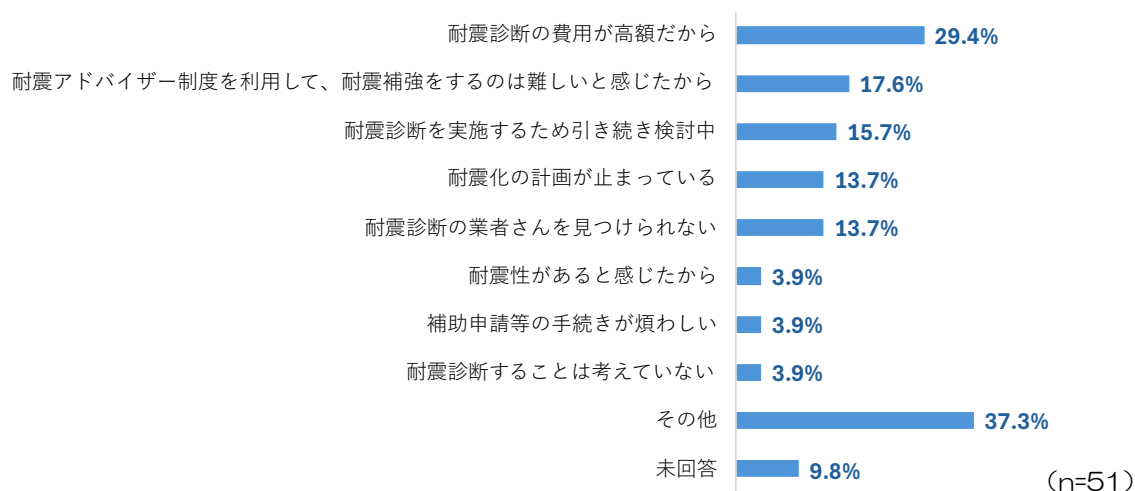
### ①世帯主の年齢

- ・世帯主のうち、60代以上が84.1%となっており、このうち80代以上が占める割合が最も多くなっています。



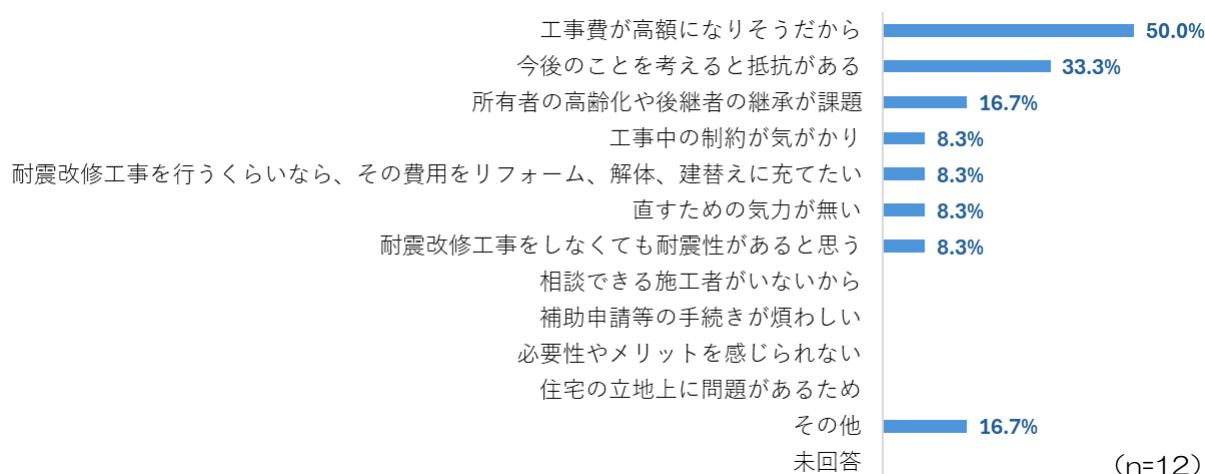
### ②耐震アドバイザー制度を利用したが、耐震診断の制度利用に至らなかった理由【複数回答】

- ・耐震アドバイザー制度を利用したが、その後の耐震診断の制度利用に至らない理由は、「耐震診断の費用が高額だから」が29.4%で最も高くなっています。



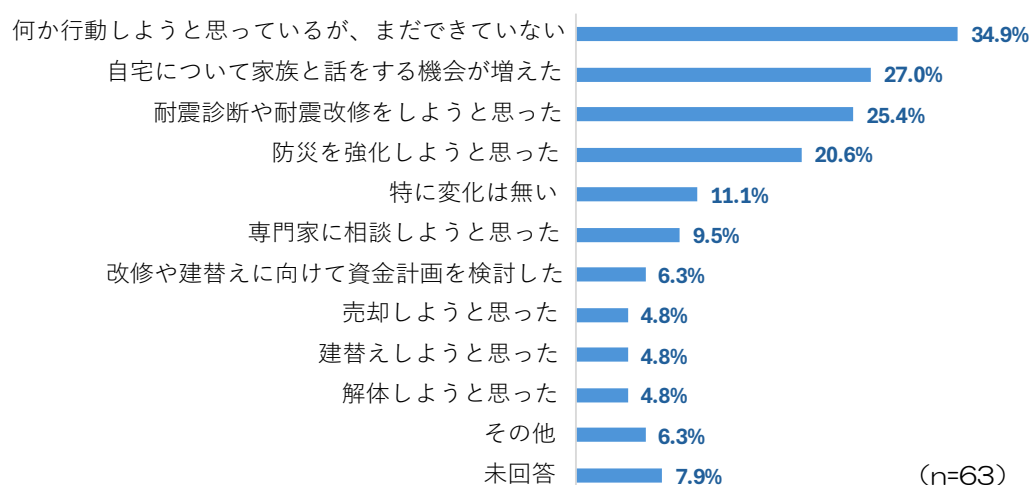
## ③耐震診断補助制度を利用したが、耐震改修工事の制度利用に至らなかった理由【複数回答】

- ・耐震診断補助制度を利用したが、その後の耐震改修工事の制度利用に至らない理由は、「工事費が高額になりそうだから」が50.0%で最も高くなっています。



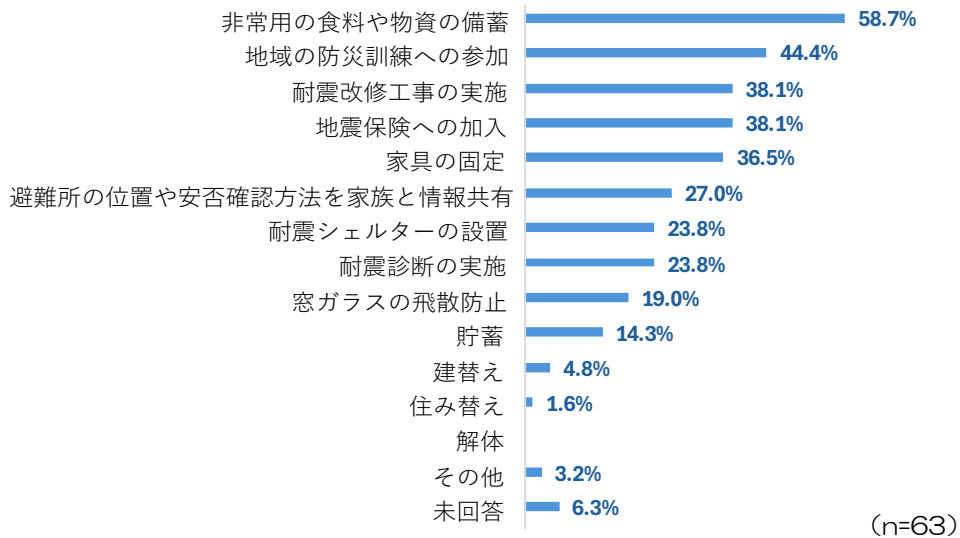
## ④令和6年能登半島地震を体験して、その後の地震対策への変化【複数回答】

- ・「何か行動しようと思っているが、まだできていない」が34.9%であり、地震対策への意識はあるが、行動に移っていない人の割合が最も高くなっています。
- ・続いて、「自宅について家族と話をする機会が増えた」が27.0%、「耐震診断や耐震改修をしようと思った」が25.4%であり、今後、耐震化に向けた取り組みを再開することが期待されます。



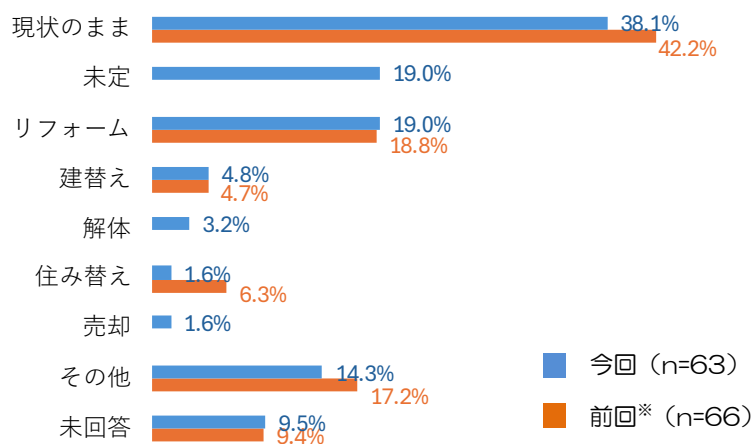
### ⑤地震に対する備えとして有効と考えるもの【複数回答】

- ・「非常用の食料や物資の備蓄」、「地域の防災訓練への参加」、「地震保険への加入」など、ソフト面での対策の割合が高くなっています。
- ・「耐震改修工事の実施」、「家具の固定」といった耐震化・減災化に関する対策の割合も上位となっています。



### ⑥住宅の維持管理に関する今後の意向

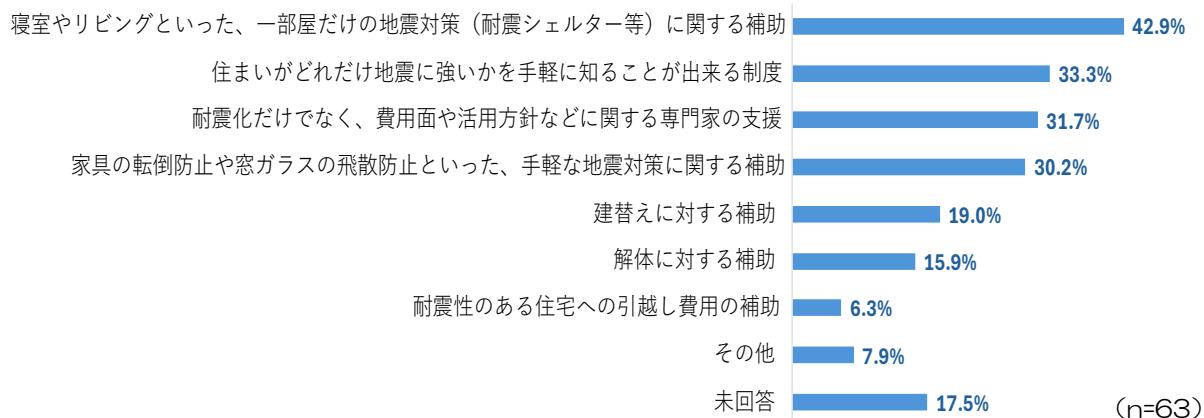
- ・38.1%が「現状のまま」と回答しており、前回調査からほぼ横ばいであることから、高齢化等により、やむを得ず耐震化ができない場合の減災化の取り組みがより重要となっています。
- ・また、「リフォーム」が19.0%であり、住宅リフォームにあわせた耐震改修工事の実施を周知・啓発していく必要があります。



※前回の回答については、今回と同一の選択肢の結果のみ

## ⑦現在の補助制度のほかに受けられたら良いと思う支援制度

- ・「一部屋だけの地震対策（耐震シェルター等）」、「耐震性を手軽に知ることができる制度」、「家具転倒防止・窓ガラス飛散防止などの手軽な地震対策」、といった減災対策が上位となっています。
- ・また、「建替え」や「解体」に対する要望も一定数あります。

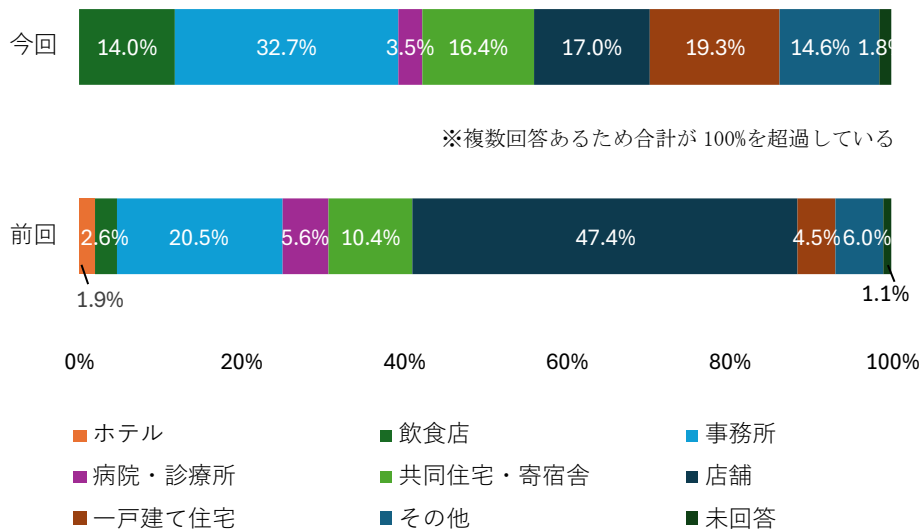


### 3. 緊急輸送道路沿道に立地する建築物所有者

- ・調査概要：緊急輸送道路沿道に立地する昭和56年以前に新築された建築物の所有者452人を対象にアンケート調査を実施
- ・調査方法：郵送配布、郵送回答
- ・配布数：N=452票      ・回収数：n=171票      ・回収率：37.8%
- ・調査期間：令和6年9月中旬～10月10日（前回調査は令和2年7月～8月に実施）

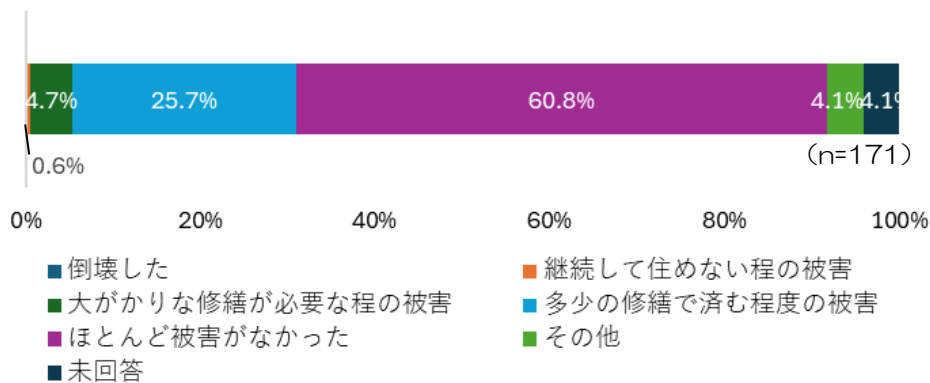
#### ①建築物の主な用途

- ・前回調査と比べて、「事務所」の割合が増え、「店舗」の割合が減少しています。
- ・住宅用途は35.7%となっています。



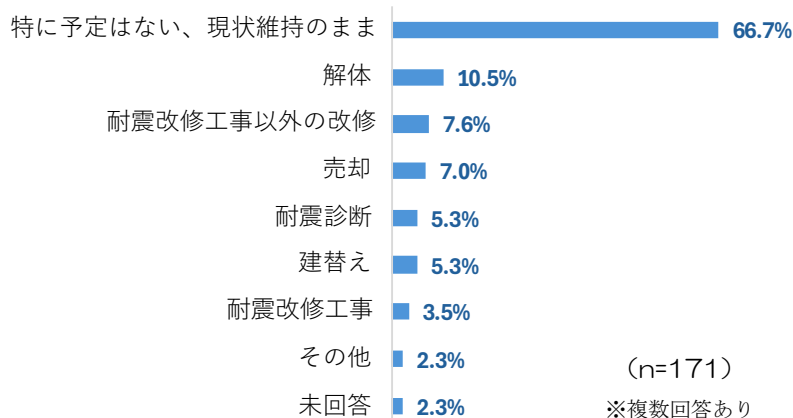
#### ②令和6年能登半島地震の被害状況

- ・「多少の修繕で済む程度の被害」と「ほとんど被害がない」を合せると86.5%を占め、「継続して住めない程の被害」、「大がかりな修繕が必要な程の被害」はほとんど見られません。



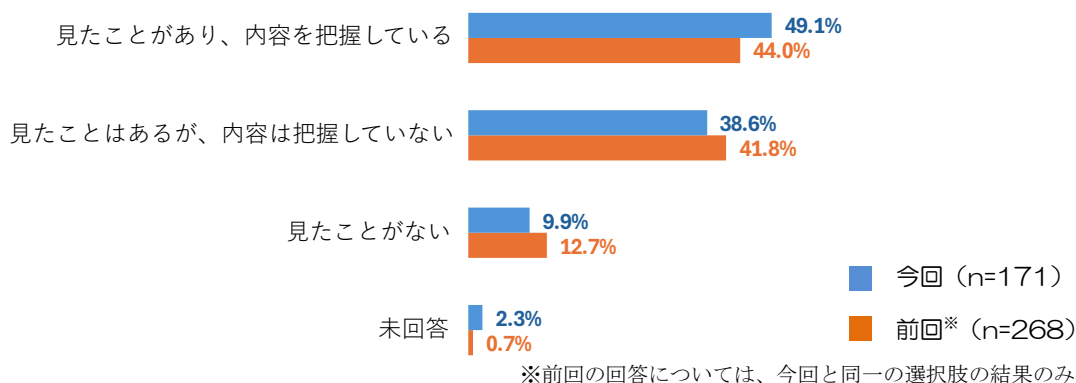
### ③建築物の活用方針に関する今後の意向

・「特に予定はない、現状維持のまま」が 66.7%であることに加え、耐震診断や耐震改修工事を予定している人も少なく、緊急輸送道路沿道に立地する建築物の耐震化は停滞基調です。



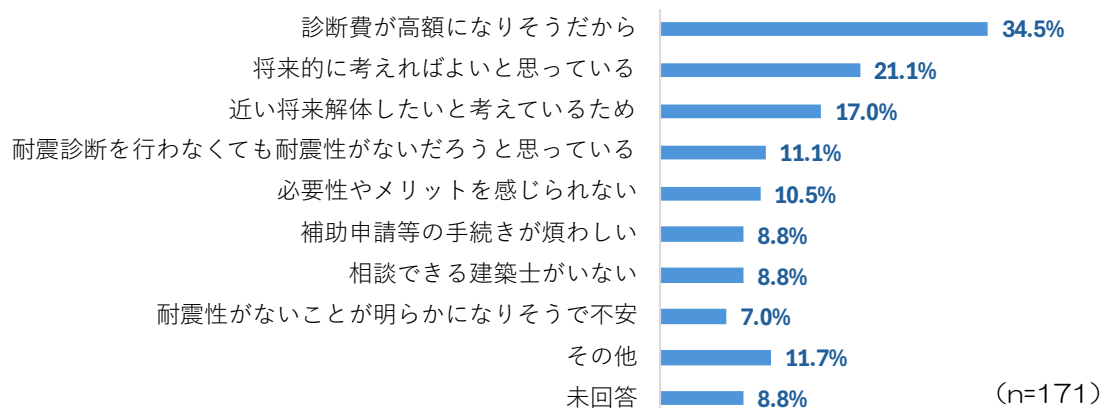
### ④毎年個別に送付する耐震化の支援制度周知に関するお知らせについて

・88.7%が耐震化の支援制度を認識（「見たことがあり、内容を把握している」＋「見たことはあるが、内容は把握していない」）しており、「内容を把握している」人の割合が前回と比べて増加していることから、支援内容に関する認知度は着実に上昇しています。



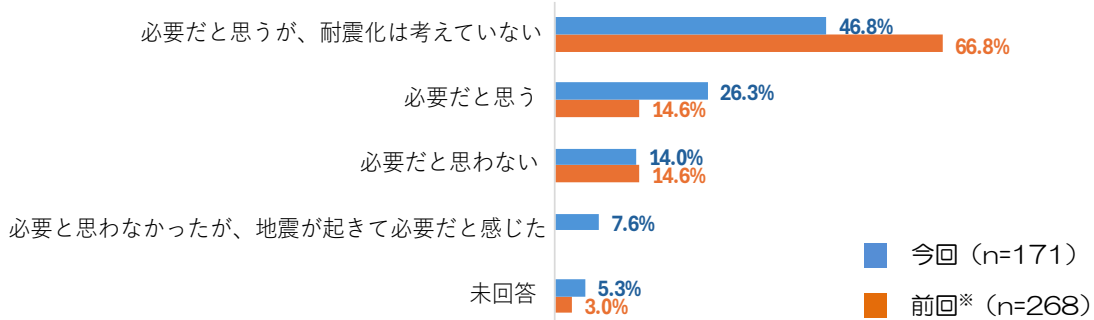
### ⑤耐震診断を実施しない理由【複数回答】

・耐震診断を実施しない理由は、「診断費が高額になりそうだから」が 34.5%で最も上位で、ついで「将来的に考えれば良い」、「近い将来解体したい」の順になっています。



## ⑥耐震改修工事の必要性について

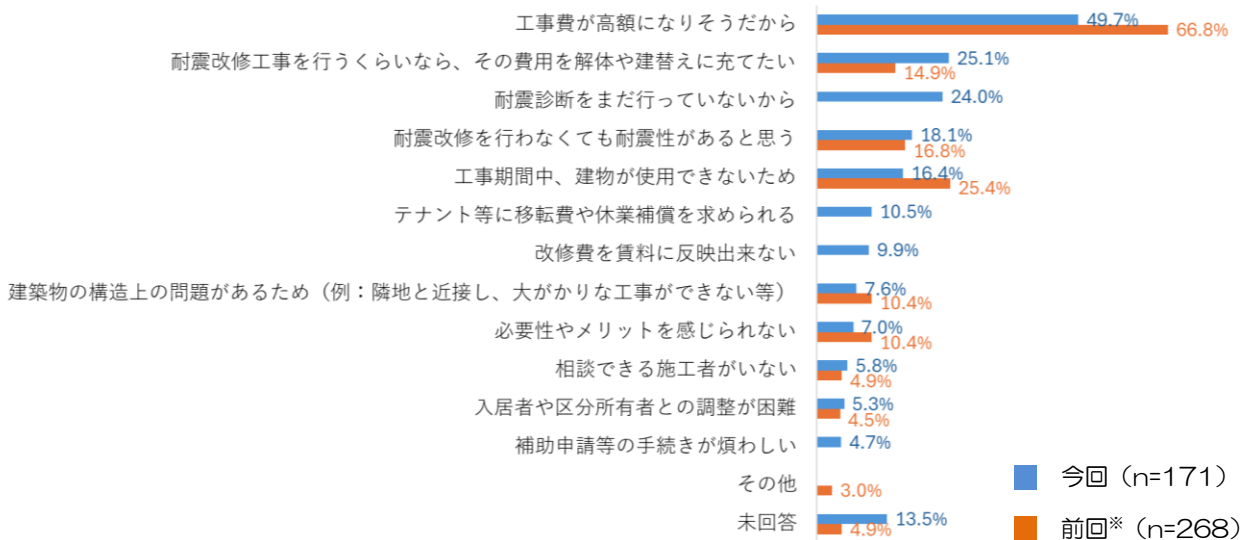
・耐震改修工事の必要性を感じている人（「必要だと思うが、耐震化は考えていない」＋「必要だと思う」＋「必要と思わなかったが、地震が起きて必要だと感じた」）の割合は80.7%であり、「必要だと思う」の割合が前回調査よりも上昇していることから、耐震化に対する意識は向上しています。



※前回の回答については、今回と同一の選択肢の結果のみ

## ⑦耐震改修工事を行っていない理由【複数回答】

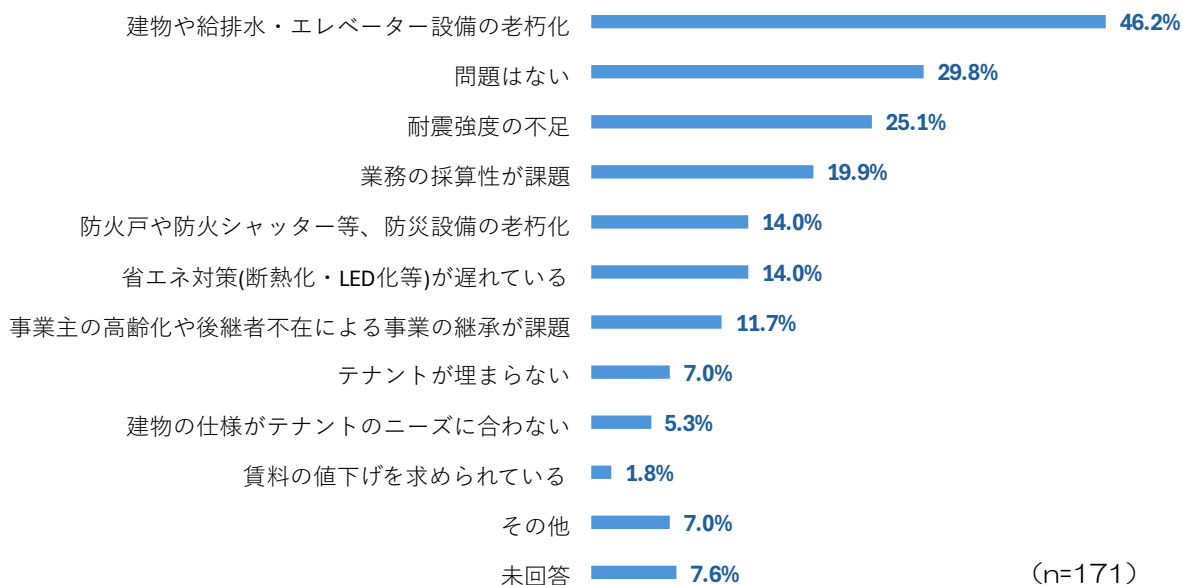
・耐震改修を行っていない理由として、工事費用が高額になることへの懸念や改修工事よりも解体や建替えを志向していることが上位となっています。



※前回の回答については、今回と同一の選択肢の結果のみ

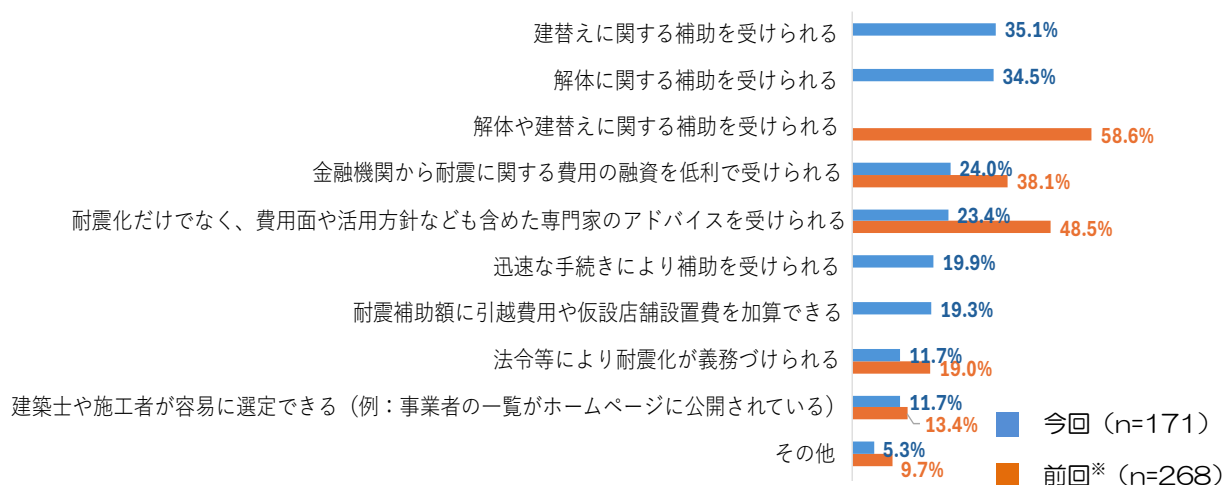
## ⑧建物の管理・運営上の課題【複数回答】

- ・建物の管理・運営上の課題として、「建物や設備の老朽化」が46.2%と最も高く、ついで「問題はない」(29.8%)、「耐震強度の不足」(25.1%)の順となっており、耐震強度に関する問題意識が希薄な所有者が一定数いることが伺えます。



## ⑨現在の補助制度のほかに受けられたら良いと思う支援制度【複数回答】

- ・現在建築物の建替えや解体に対する補助制度を希望する割合が上位であり、前回調査と同様の傾向となっています。
- ・建物自体の経年劣化や設備機器類の老朽化が進行し、耐震改修工事よりも建替えや解体を志向する所有者が一定数いることがわかります。



※前回の回答については、今回と同一の選択肢の結果のみ

## 資料 11 法・条例

### 1. 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）

（令和五年法律第五十八号による改正）

#### 第一章 総則

（目的）

**第一条** この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

**第二条** この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

**2** この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

**3** この法律において「所管行政庁」とは、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、同法第九十七条の二第一項若しくは第二項又は第九十七条の三第一項若しくは第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

**第三条** 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

**2** 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

**3** 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

**4** 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

#### 第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

**第四条** 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

**2** 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
  - 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
  - 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
  - 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
  - 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項
- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

**第五条** 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
  - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
  - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
  - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
  - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
  - 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
  - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図

り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者がいるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。

6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

（市町村耐震改修促進計画）

**第六条** 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連

## 携に関する事項

五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

### 第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）

**第七条** 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

**第八条** 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく、当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

**第九条** 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

**第十条** 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

- 2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

**第十一条** 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

**第十二条** 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

**第十三条** 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力）

**第十四条** 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの

二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

（特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等）

**第十五条** 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する  
特定既存耐震不適格建築物

三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

**第十六条** 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

## 第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

**第十七条** 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 建築物の位置

二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途

三 建築物の耐震改修の事業の内容

四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画

五 その他国土交通省令で定める事項

3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。

一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。

- 二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕（同法第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同法第十五号に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
- ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあつては、それぞれの工事の計画。第五号ロ及び第六号ロにおいて同じ。）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものであること。
- 四 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
- ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。
- (1) 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。
- (2) 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。
- 五 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第八項において「容積率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得な

いと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

六 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建蔽率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第九項において「建蔽率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建蔽率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事又は建築副主事の同意を得なければならない。

5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。

6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。

一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であって、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの

二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等

7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第二項の規定は、適用しない。

8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第五号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。

9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第六号の建築物については、建蔽率関係規定は、適用しない。

10 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事又は建築副主事に通

知するものとする。

(計画の変更)

**第十八条** 計画の認定を受けた者(第二十八条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。)は、当該計画の認定を受けた計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(計画認定建築物に係る報告の徴収)

**第十九条** 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画(前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。)に係る建築物(以下「計画認定建築物」という。)の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

(改善命令)

**第二十条** 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

**第二十一条** 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

## 第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

(建築物の地震に対する安全性に係る認定)

**第二十二条** 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物(以下「基準適合認定建築物」という。)、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの(次項において「広告等」という。)に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(基準適合認定建築物に係る認定の取消し)

**第二十三条** 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第二項の基準に適合しなくなったと認め

るときは、同項の認定を取り消すことができる。

(基準適合認定建築物に係る報告、検査等)

**第二十四条** 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

## 第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定)

**第二十五条** 耐震診断が行われた区分所有建築物（二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第二項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建築物をいう。以下同じ。）の管理者等（同法第二十五条第一項の規定により選任された管理者（管理者がないときは、同法第三十四条の規定による集会において指定された区分所有者）又は同法第四十九条第一項の規定により置かれた理事をいう。）は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた区分所有建築物（以下「要耐震改修認定建築物」という。）の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第十七条第一項に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

(要耐震改修認定建築物の区分所有者の耐震改修の努力)

**第二十六条** 要耐震改修認定建築物の区分所有者は、当該要耐震改修認定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

**第二十七条** 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、要耐震改修認定建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要耐震改修認定建築物の区分所有者が、正当

な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地若しくは要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

## 第七章 建築物の耐震改修に係る特例

(特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例)

**第二十八条** 第五条第三項第四号の規定により都道府県耐震改修促進計画に特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法の規定にかかわらず、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。第三項において同じ。）の承認を受けて、その全部又は一部を特定入居者に賃貸することができる。

- 2 前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合においては、当該賃貸借を、借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十八条第一項の規定による建物の賃貸借（国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。）としなければならない。
- 3 特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者が第一項の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第十一条第一項の規定の適用については、同項中「処分」とあるのは、「処分又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二十八条第二項の規定」とする。

(機構の業務の特例)

**第二十九条** 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に機構による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条に規定する業務のほか、委託に基づき、政令で定める建築物（同条第三項第二号の住宅又は同項第四号の施設であるものに限る。）の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

(公社の業務の特例)

**第三十条** 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、公社は、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第二十一条に規定する業務のほか、委託により、住宅の耐震診断及び耐震改修並びに市街地において自ら又は委託により行った住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び集団住宅の存する団地の居住者

の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

- 2 前項の規定により公社の業務が行われる場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第三十条第一項に規定する業務」とする。

（独立行政法人住宅金融支援機構の資金の貸付けについての配慮）

**第三十一条** 独立行政法人住宅金融支援機構は、法令及びその事業計画の範囲内において、計画認定建築物である住宅の耐震改修が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

## 第八章 耐震改修支援センター

（耐震改修支援センター）

**第三十二条** 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他営利を目的としない法人であつて、第三十四条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

- 一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

（指定の公示等）

**第三十三条** 国土交通大臣は、前条の規定による指定（以下単に「指定」という。）をしたときは、センターの名称及び住所並びに支援業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

- 2 センターは、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

（業務）

**第三十四条** センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 認定事業者が行う計画認定建築物である要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けを行った国土交通省令で定める金融機関の要請に

- 基づき、当該貸付けに係る債務の保証をすること。
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。
  - 三 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を行うこと。
  - 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

**第三十五条** センターは、国土交通大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託することができる。

- 2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

(債務保証業務規程)

**第三十六条** センターは、債務保証業務に関する規程（以下「債務保証業務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 債務保証業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。
- 3 国土交通大臣は、第一項の認可をした債務保証業務規程が債務保証業務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、その債務保証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

**第三十七条** センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

**第三十八条** センターは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

- 一 債務保証業務及びこれに附帯する業務
- 二 第三十四条第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

(帳簿の備付け等)

**第三十九条** センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(監督命令)

**第四十条** 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(センターに係る報告、検査等)

**第四十一条** 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定の取消し等)

**第四十二条** 国土交通大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 第三十三条第二項又は第三十七条から第三十九条までの規定のいずれかに違反したとき。

二 第三十六条第一項の認可を受けた債務保証業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。

三 第三十六条第三項又は第四十条の規定による命令に違反したとき。

四 第三十二条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

五 センター又はその役員が、支援業務に関し著しく不適當な行為をしたとき。

六 不正な手段により指定を受けたとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

## 第九章 罰則

**第四十三条** 第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

**第四十四条** 第十三条第一項、第十五条第四項又は第二十七条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

**第四十五条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条、第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十二條第四項の規定に違反して、表示を付した者

- 三 第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 四 第三十九条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- 五 第三十九条第二項の規定に違反した者
- 六 第四十一条第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

**第四十六条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

## 附 則

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限)

**第二条** 第二十九条の規定により機構が委託に基づき行う業務は、当該委託に係る契約が平成二十七年十二月三十一日までに締結される場合に限り行うことができる。

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

**第三条** 次に掲げる既存耐震不適格建築物であつて、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの(要安全確認計画記載建築物であつて当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。)の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
- 三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物

2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。

3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、

又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

**附 則（平成八年三月三十一日法律第二一号） 抄**

（施行期日）

- 1 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

**附 則（平成九年三月三十一日法律第二六号） 抄**

（施行期日）

- 1 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 住宅金融公庫の貸付金の利率及び償還期間に関しては、第一条の規定による改正後の住宅金融公庫法第二十一条第一項の表一の項及び四の項から六の項まで、第三条の規定による改正後の北海道防寒住宅建設等促進法第八条第二項の表一の項並びに第八条の二第二項の表二の項及び三の項並びに第四条の規定による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律第十条の規定は、住宅金融公庫が平成九年四月一日以後に資金の貸付けの申込みを受理したものから適用するものとし、住宅金融公庫が同日前に資金の貸付けの申込みを受理したものについては、なお従前の例による。
- 4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則（平成一七年七月六日法律第八二号） 抄**

（施行期日）

- 第一条** この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

**附 則（平成一七年十一月七日法律第一二〇号） 抄**

（施行期日）

- 第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（処分、手続等に関する経過措置）

- 第二条** この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律（次項において「旧法」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「新法」という。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。
- 2 新法第八条及び第九条の規定は、この法律の施行後に新法第八条第一項又は第九条第一項の規定により申請があつた認定の手続について適用し、この法律の施行前に旧法第五条第一項又は第六条第一項の規定により申請があつた認定の手続については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第四条** 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

**第五条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

#### 附 則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

#### 附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

**第八十一条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第八十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

#### 附 則 (平成二五年五月二九日法律第二〇号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(処分、手続等に関する経過措置)

**第二条** この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律(附則第四条において「新法」という。)の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(政令への委任)

**第三条** 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

**第四条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二六年六月四日法律第五四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成三〇年六月二七日法律第六七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （令和五年六月一六日法律第五八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第七条の規定並びに附則第四条、第六条、第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで及び第二十一条から第二十三条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

## 2. 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）

（令和六年政令第三百十二号による改正）

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

**第一条** 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内のものは、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百四十八条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

- 一 延べ面積（建築基準法施行令第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物）

**第二条** 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

- 一 診療所
- 二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設
- 三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業の用に供する施設
- 四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十一項に規定するガス事業の用に供する施設
- 五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百九十九号）第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設
- 六 水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設
- 七 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第

四号に規定する流域下水道の用に供する施設

八 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設

九 火葬場

十 汚物処理場

十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項に規定するごみ処理施設

十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）

十三 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設

十四 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道の用に供する施設

十五 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設

十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設

十七 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第八項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設

十八 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設

十九 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港の用に供する施設

二十 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する施設

二十一 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供する施設

二十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

（耐震不明建築物の要件）

**第三条** 法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第二十二項若しくは第二十六項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第百三十七条の十四第一号に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。

一 建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事

- のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
- 二 建築基準法施行令第一百三十七条の二第三号に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であって、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号イに適合するもの
  - 三 建築基準法施行令第一百三十七条の十二第一項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

(通行障害建築物の要件)

**第四条** 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えた数値を超える建築物（次号に掲げるものを除く。）
  - イ 当該前面道路の幅員が十二メートル以下の場合 六メートル
  - ロ 当該前面道路の幅員が十二メートルを超える場合 当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離
- 二 その前面道路に面する部分の長さが二十五メートル（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ）を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、二メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離）を加えた数値を二・五で除して得た数値を超える組積造の塀であって、建物（土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいう。）に附属するもの

(要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査)

**第五条** 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況（法第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件)

**第六条** 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
  - 二 診療所
  - 三 映画館又は演芸場
  - 四 公会堂
  - 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
  - 六 ホテル又は旅館
  - 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿
  - 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
  - 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
  - 十 博物館、美術館又は図書館
  - 十一 遊技場
  - 十二 公衆浴場
  - 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
  - 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
  - 十五 工場
  - 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
  - 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
  - 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
- 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
  - 二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計千平方メートル
  - 三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル
  - 四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル
- 3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件）

**第七条** 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第七項に規定する危険物（石油類を除く。）
- 二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定す

る可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類

三 マッチ

四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）

五 圧縮ガス

六 液化ガス

七 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）

2 法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。

一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量

イ 火薬 十トン

ロ 爆薬 五トン

ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個

ニ 銃用雷管 五百万個

ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個

ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル

ト 信号炎管若しくは信号火箭（せん）又は煙火 二トン

チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量

二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量

三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン

四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル

五 マッチ 三百マッチトン

六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル

七 圧縮ガス 二十万立方メートル

八 液化ガス 二千トン

九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）二十トン

十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）二百トン

3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）

第八条 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物であ

る特定既存耐震不適格建築物とする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
  - 二 病院又は診療所
  - 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
  - 四 集会場又は公会堂
  - 五 展示場
  - 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
  - 七 ホテル又は旅館
  - 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
  - 九 博物館、美術館又は図書館
  - 十 遊技場
  - 十一 公衆浴場
  - 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
  - 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
  - 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
  - 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
  - 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
  - 十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園
  - 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
  - 十九 法第十四条第二号に掲げる建築物
- 2 法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計二千平方メートル
  - 二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル
  - 三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル
  - 四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル
- 3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

（特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査）

**第九条** 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震

不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査)

**第十条** 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、法第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物の耐震診断の状況に関し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査)

**第十一条** 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物)

**第十二条** 法第二十九条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第三項第二号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号の施設である建築物とする。

## 附 則

(施行期日)

**第一条** この政令は、法の施行の日（平成七年十二月二十五日）から施行する。

(地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物の要件)

**第二条** 法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 第八条第一項各号に掲げる建築物であること。ただし、同項第十九号に掲げる建築物（地震による当該建築物の倒壊により当該建築物の敷地外に被害を及ぼすおそれ大きいものとして国土交通大臣が定める危険物を貯蔵し、又は処理しようとするものに限る。）にあっては、その外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、当該危険物の区分に応じ、国土交通大臣が定める距離以下のものに限る。

二 次のイからへまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからへまでに定める階数及び床面積の合計（当該イからへまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）以上のものであること。

イ 第八条第一項第一号から第七号まで又は第九号から第十六号までに掲げる建築物（体育館（一般公共の用に供されるものに限る。ロにおいて同じ。）を除く。） 階数三及び床面積の合計五千平方メートル

ロ 体育館 階数一及び床面積の合計五千平方メートル

ハ 第八条第一項第八号又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計五千平方メートル

ニ 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計千五百平方メートル

ホ 小学校等 階数二及び床面積の合計三千平方メートル

へ 第八条第一項第十九号に掲げる建築物 階数一及び床面積の合計五千平方メートル

三 第三条に規定する建築物であること。

2 前項第二号イからホまでのうち二以上に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第三号に掲げる要件のほか、同項第二号イからホまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同号イからホまでに定める階数及び床面積の合計以上のものであることに相当するものとして国土交通省令で定める要件に該当するものとする。

(要緊急安全確認大規模建築物に係る報告及び立入検査)

**第三条** 第五条の規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、同条中「法第十三条第一項」とあるのは「法附則第三条第三項において準用する法第十三条第一項」と、同条第一項中「法第七条」とあるのは「法附則第三条第一項」と読み替えるものとする。

**附 則** （平成九年八月二九日政令第二七四号）

この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成九年九月一日）から施行する。

**附 則（平成十一年一月一三日政令第五号）**

この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十一年五月一日）から施行する。

**附 則（平成十一年一〇月一日政令第三一二号）抄**

（施行期日）

**第一条** この政令は、地方自治法等の一部を改正する法律（平成十年法律第五十四号。以下「法」という。）の施行の日（平成十二年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

（許認可等に関する経過措置）

**第十三条** 施行日前に法による改正前のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により都知事その他の都の機関が行った許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又は施行日前に法による改正前のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりこれらの機関に対してされた許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、施行日において特別区の区長その他の機関がこれらの行為に係る行政事務を行うこととなるものは、別段の定めがあるもののほか、施行日以後における法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令の適用については、法による改正後のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

**2** 施行日前に法による改正前のそれぞれの法律又はこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により都知事その他の機関に対し報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、別段の定めがあるもののほか、これを、法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後の政令の相当規定により特別区の区長その他の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令の規定を適用する。

**附 則（平成十一年十一月一〇日政令第三五二号）抄**

（施行期日）

**第一条** この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

**附 則（平成一六年六月二三日政令第二一〇号）抄**

（施行期日）

**第一条** この政令は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十七号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十六年七月一日）から施行する。

**附 則（平成一八年一月二五日政令第八号）**

この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十八

年一月二十六日) から施行する。

**附 則 (平成一八年九月二六日政令第三二〇号)**

この政令は、障害者自立支援法の一部の施行の日 (平成十八年十月一日) から施行する。

**附 則 (平成一九年三月二二日政令第五五号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

**附 則 (平成一九年八月三日政令第二三五号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

**附 則 (平成二五年一〇月九日政令第二九四号) 抄**

(施行期日)

**1** この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日 (平成二十五年十一月二十五日) から施行する。

**附 則 (平成二六年一二月二四日政令第四一二号) 抄**

(施行期日)

**1** この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

**附 則 (平成二七年一月二一日政令第一一号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日 (平成二十七年六月一日) から施行する。

**附 則 (平成二七年一二月一六日政令第四二一号)**

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

**附 則 (平成二八年二月一七日政令第四三号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この政令は、改正法施行日 (平成二十八年四月一日) から施行する。

**附 則 (平成二九年三月二三日政令第四〇号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この政令は、第五号施行日 (平成二十九年四月一日) から施行する。

**附 則 (平成三〇年一二月三〇日政令第三二三号)**

この政令は、平成三十一年一月一日から施行する。

**附 則 （令和五年九月二九日政令第二九三号）**

この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

**附 則 （令和六年四月一九日政令第一七二号） 抄**

（施行期日）

- 1 この政令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

**附 則 （令和六年一〇月一日政令第三一二号）**

この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。

### 3. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

---

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

平成18年1月25日

国土交通省告示第184号

最終改正 令和7年7月17日 国土交通省告示第535号

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。

しかし近年、平成十六年十月の新潟県中越地震、平成十七年三月の福岡県西方沖地震、平成二十年六月の岩手・宮城県内陸地震、平成二十八年四月の熊本地震、平成三十年九月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、特に平成二十三年三月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。この震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。また、平成三十年六月の大阪府北部を震源とする地震においては、塀に被害が発生した。さらに、令和六年一月の能登半島地震においては、耐震化率が低い地域で多くの住宅が倒壊する等の被害が生じた。このように、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震化については、建築物の耐震化緊急対策方針（平成十七年九月中央防災会議決定）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、災害対策の推進等に係る基本的な事項を定めた国土強靱化基本計画（令和五年七月閣議決定）及び防災基本計画（昭和三十八年六月中央防災会議決定。令和六年六月修正）、今後の発生が懸念される大規模地震への対策をとりまとめた南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和七年七月中央防災会議決定）、首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成二十七年三月閣議決定）及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画（令和四年九月中央防災会議決定）においても推進すべき施策として位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

## 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

### 1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

### 2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、構造耐力上主要な部分に加え、非構造部材及び建築設備に係るより高い耐震性の確保に配慮しつつ、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第二十二条第三項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

### 3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

#### イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第七条に規定する要安全確認計画記載建築物については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、法第八条第一項の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第九条（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号。以下「規則」という。）第二十二条（規則附則第三条において準用する場合を含む。）の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物（法第七条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第三条第一項に規定する要

緊急安全確認大規模建築物をいう。以下同じ。)の所有者に対して、法第十二条第一項(法附則第三条第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づく指導及び助言を実施すべきである。また、指導に従わない者に対しては同条第二項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物(別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項(以下「技術指針事項」という。)第一第一号又は第二号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。)については速やかに建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第十条第三項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第一項の規定に基づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

#### ロ 指示対象建築物

法第十五条第二項に規定する特定既存耐震不適格建築物(以下「指示対象建築物」という。)については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第一項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第二項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第十条第三項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第一項の規定に基づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

#### ハ 指導・助言対象建築物

法第十四条に規定する特定既存耐震不適格建築物(指示対象建築物を除く。)については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第十五条第一項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第十六条第一項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第二項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

### 4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第十七条第三項の計画の認定、法第二十二條第二項の認定、法第二十五條第二項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。

国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

## 5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。特に、所有者等が高齢者である住宅の耐震化においては、自己資金の調達についても課題となっている。

こうしたことを踏まえ、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制、高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の耐震化に関する融資制度の普及に努めることで、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化、所有者等が高齢者である住宅の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。また、省エネ改修やバリアフリー改修の機会を捉えた耐震改修の実施、段階的な耐震改修の実施等の取組を行うことも考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第三十二条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、地方公共団体に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空室の紹介等に努めることが望ましい。

## 6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、地方公共団体は、耐震診断及び耐震改修に関する窓口を設置し、所有者等の個別の事情に応じた助言を行うよう努めるべきであるとともに、関係部局、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

## 7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習（規則第五条に規定する登録資格者講習をいう。以

下同じ。)の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

## 8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会や学校等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

## 9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、ブロック塀等の倒壊防止、昭和五十六年六月一日から平成十二年五月三十一日までに建築された木造住宅の耐震性能検証、屋根瓦、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止、エスカレーターへの脱落防止、給湯設備の転倒防止、配管等の設備の落下防止等の対策を所有者等に促すとともに、自らが所有する建築物についてはこれらの対策の実施に努めるべきである。さらに、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第三条第二項の適用を受けているものについては、改修の実施及びその促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告（平成二十七年十二月）を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

## 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

### 1 建築物の耐震化の現状

令和五年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約五千五百七十万戸のうち、約五百七十万戸（約十パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約九十パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成十五年の約千百五十万戸から二十年間でおおむね半減し、そのうち耐震改修によるものは二十年間で約百万戸と推計されている。

また、耐震診断義務付け対象建築物のうち、要緊急安全確認大規模建築物については、令和六年三月三十一日時点で耐震診断結果が公表された約一万千棟のうち、約八百二十棟が耐震性が不十分であり、耐震性不足解消率（耐震診断結果が公表された建築物の棟数のうちに耐震診断により耐震性を有することが確認された建築物、耐震改修、建替え等により耐震性が不十分な状態が解消された建築物及び除却された建築物の棟数が占める割合をいう。以下同じ。）は約九十三パーセントである。

要安全確認計画記載建築物のうち、法第七条第一号に掲げるものについては、令和六年三月三十一日時点で耐震診断結果が公表された約千六百棟のうち約二百四十棟が耐震性が不十分であり、耐震性不足解消率は約八十五パーセントである。また、要安全確認計画記載建築物のうち、法第七条第二号及び第三号に掲げるものについては、令和六年三月三十一日時点

で耐震診断結果が公表された約七千三百棟のうち、約四千百棟が耐震性が不十分であり、耐震性不足解消率は約四十四パーセントである

## 2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

住宅については令和十七年までに、要緊急安全確認大規模建築物については令和十二年までに、要安全確認計画記載建築物については早期に、いずれも耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とする。

## 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

## 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、耐震改修の有効性、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、要安全確認計画記載建築物で緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化の状況を記載した地図（以下「避難路沿道耐震化状況マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、関係部局と連携しつつ、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

## 五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

### 1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

#### イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第五条第一項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、福祉部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられる。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

#### ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二二の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、目標を定めることとする。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、都道府県耐震改修促進計画に法第五条第三項第一号及び第二号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二二の目標を踏まえ、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、可能な限り用途ごとに目標を設定すべきである。このため、国土交通省は関係省庁と連携を図り、都道府県に対し、必要な助言及び情報提供を行うこととする。

#### ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、具体的な整備プログラム等を作成することが望ましい。

さらに、緊急輸送道路については、沿道の建築物の耐震化や橋梁の耐震補強、高盛土の対策、無電柱化等について連携を図りながら一体的に推進することが重要であり、道路部局等関係機関と密に連携し、施策の推進を図ることが考えられる。

法第五条第三項第一号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第五条第四項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないよう留意すべきである。

法第五条第三項第二号又は第三号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第二号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

また、通学路等の沿道のブロック塀等の実態把握を進め、住民の避難等の妨げとなるおそれの高い道路についても、沿道のブロック塀等の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

この場合、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成七年政令第四百二十九号)第四条第二号に規定する組積造の塀については、規則第四条の二の規定により、地域の実情に応じて、都道府県知事が耐震診断義務付け対象建築物の塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。さらに、同項第四号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第二十八条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

加えて、同項第五号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社(以下「機構等」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

## ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、四を踏まえ、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップや避難路沿道耐震化状況マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、住宅の建て方別の耐震化の状況の把握、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会や学校等との連携策についても定めるべきである。

## ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁は、法第十二条第三項（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）又は法第十五条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第十条第一項の規定による勧告、同条第二項又は第三項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

## 2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

### イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成十七年三月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第六条第一項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。

市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、福祉部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられる。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

### ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、目標を定めることを原則とする。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、市町村耐震改修促進計画に法第六条第三項第一号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二二の目標を踏まえ、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、可能な限り用途ごとに目標を設定すべきである。このため、国土交通省は関係省庁と連携を図り、市町村に対し、必要な助言及び情報提供を行うこととする。

### ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。また、庁舎、病院、

学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、具体的な整備プログラム等を作成することが望ましい。

さらに、緊急輸送道路については、沿道の建築物の耐震化や橋梁の耐震補強、高盛土の対策、無電柱化等について連携を図りながら一体的に推進することが重要であり、道路部局等関係機関と密に連携し、施策の推進を図ることが考えられる。

法第六条第三項第一号又は第二号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第一号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

また、通学路等の沿道のブロック塀等の実態把握を進め、住民の避難等の妨げとなるおそれの高い道路についても、沿道のブロック塀等の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

この場合、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第二号に規定する組積造の塀については、地域の実情に応じて、市町村長が耐震診断義務付け対象建築物の塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

## ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、四を踏まえ、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップや避難路沿道耐震化状況マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、住宅の建て方別の耐震化の状況の把握や地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会や学校等との連携策についても定めるべきである。

## ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第十二条第三項（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）又は法第十五条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建

建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第十条第一項の規定による勧告、同条第二項又は第三項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

### 3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第十七条第三項の計画の認定、法第二十二条第二項の認定及び法第二十五条第二項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第二十二条第二項の認定制度の周知に当たっては、本制度の活用は任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意すべきである。

#### 附 則

- 1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百二十号）の施行の日（平成十八年一月二十六日）から施行する。
- 2 平成七年建設省告示第二千八十九号は、廃止する。
- 3 この告示の施行前に平成七年建設省告示第二千八十九号第一ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第一の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この告示の別添第一ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第一の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。

#### 附 則（平成二五年一〇月二九日国土交通省告示第一〇五五号）

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十一月二十五日）から施行する。

#### 附 則（平成二八年三月二五日国土交通省告示第五二九号）

この告示は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成三〇年一二月二一日国土交通省告示第一三八一号）

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成三十一年一月一日）から施行する。

#### 附 則（令和三年一二月二一日国土交通省告示第一五三七号）

この告示は、公布の日から施行する。

#### 附 則（令和六年七月一〇日国土交通省告示第一〇一二号）

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

#### 附 則（令和七年七月一七日国土交通省告示第五三五号）

この告示は、公布の日から施行する。

## 4. 金沢市における災害に強い都市整備の推進に関する条例

### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この条例は、本市の伝統環境との調和を保ちながら、市、市民及び事業者が協働して災害を未然に防止し、及び災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐための秩序ある施設の整備(以下「災害に強い都市整備」という。)を推進することにより、現在及び将来の市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、本市の健全かつ持続的な発展に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- (2) 金沢市地域防災計画 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定により作成された本市の地域防災計画をいう。
- (3) 伝統的建造物等 金沢市文化財保護条例(昭和48年条例第8号)第5条第1項の規定により金沢市指定文化財として指定された建造物、金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例(昭和52年条例第2号)第3条第2項第4号に規定する建築物等及び物件、金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例(平成21年条例第4号)第35条第1項の規定により保存対象物等として指定された建築物及び工作物並びに金沢市こまちなみ保存条例(平成6年条例第1号)第12条第1項の規定によりこまちなみ保存建造物として登録された建造物その他これらに準ずるものとして市長が認めるものをいう。
- (4) がけ こう配が30度を超える傾斜地で、高さ3メートルを超えるものをいう。
- (5) ブロック塀等 コンクリートブロック造、れんが造、石造その他の組積造の塀及び門柱をいう。
- (6) 土地権利者等 本市の区域内に存する土地又は建築物の所有者(これらについて使用することができる権利を有する者を含む。)をいう。
- (7) 地区計画等 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第9項に規定する地区計画等をいう。

(平21条例4・平26条例30・一部改正)

(市の責務)

**第3条** 市は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その組織及び機能のすべてを挙げて、災害に強い都市整備を推進するために最大の努力を払わなければならない。

2 市は、災害に強い都市整備を推進するに当たっては、市民及び事業者の理解と協力を得よう努めるとともに、市民及び事業者が行う災害に強い都市整備を推進するための活動を積極的に支援するために必要な施策を実施するものとする。

3 市は、金沢市地域防災計画に基づき、的確かつ円滑に災害に強い都市整備を推進するものとする。

(市民の責務)

**第4条** 市民は、災害に強い都市整備についての理解と関心を深め、地域における災害に強い都市整備の推進に努めるとともに、本市が実施する災害に強い都市整備に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

**第5条** 事業者は、自らが地域社会の一員であることを認識し、市民と共に災害に強い都市整備の推進に努めるとともに、本市が実施する災害に強い都市整備に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 災害に強い都市整備対策

(公共施設の安全の確保)

**第6条** 市長は、本市が設置し、又は管理する建築物、道路、河川、公園、広場その他の公共施設(以下「公共施設」という。)の災害に対する安全の確保に努めなければならない。

(一般建築物の安全の確保)

**第7条** 市長は、一般建築物(次条の特殊建築物等及び伝統的建造物等以外の建築物をいう。)の災害に対する安全を確保するため、当該一般建築物の所有者又は管理者に対し、必要かつ適切な助言又は指導をするとともに、特に必要があると認めるときは、技術的な援助をすることができる。

(特殊建築物等の安全の確保)

**第8条** 市長は、特殊建築物等(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第2号に規定する特殊建築物その他これに準ずるものとして市長が認める建築物をいう。)の災害に対する安全を確保するため、当該特殊建築物等のうち特に市長が指定するものについて定期的に検査を行い、又はその所有者若しくは管理者に当該検査を行わせるとともに、必要があると認めるときは、その改善について助言をすることができる。

(伝統的建造物等の安全の確保)

**第9条** 市長は、伝統的建造物等の災害に対する安全を確保するため、当該伝統的建造物等の所有者又は管理者に対し、必要かつ適切な助言又は指導をするとともに、特に必要があると認めるときは、技術的な援助をし、又は予算の範囲内において、財政的な援助をすることができる。

(公共施設の整備)

**第10条** 市長は、災害が発生した場合における安全な避難及び救助、家屋等の浸水の防止、火災の拡大の防止等のために必要な公共施設の整備に努めなければならない。

(消防水利の確保)

**第11条** 市長は、災害による火災の発生時における消火及び火災の拡大の防止を図るため、河川、用水等を消火活動に活用できるよう整備するとともに、多様な消防水利の確保に努めなければならない。

(避難用の通り抜け通路及び空地の確保)

**第12条** 市長は、災害が発生した場合における安全な避難のために必要な通り抜け通路及び空地の確保に努めなければならない。

(土地等の安全の確保)

**第13条** 本市の区域内に存する土地又は建築物その他の工作物の所有者又は管理者は、災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるため、その所有し、又は管理する土地又は建築物その他の工作物に対する安全の確保に努めなければならない。

(がけの安全の確保)

**第14条** がけ及びがけに近接する土地の所有者又は管理者は、がけくずれによる被害を防止するため、地盤に異常がないかどうかについて点検を行うよう努めるとともに、当該地盤に異常があると認められたときは、直ちにその旨を市及び関係機関等に通報するよう努めなければならない。

2 がけの所有者又は管理者は、当該がけに異常があると認められたときは、必要に応じ、当該がけの防災工事等を行い、その安全の確保に努めなければならない。

3 市長は、定期的のがけの点検を行うとともに、当該がけに異常があると認められるときは、当該がけの所有者又は管理者に対し、その安全の確保のために必要な助言又は指導をすることができる。

**第15条** がけ及びがけに近接する土地において、宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更を行う者は、がけくずれに対する安全な措置を講じなければならない。ただし、がけの地質又は形状により安全上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

2 がけ及びがけに近接する土地において造成し、又は造成された宅地を販売する者は、当該宅地を購入しようとする者に対し、がけがその特性により常時災害の危険性を有し、将来にわたってその安全の確保のための適正な維持及び管理が必要であることについて適切な説明を行わなければならない。

3 市長は、前2項に規定する者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

(避難路等の安全の確保)

**第16条** ブロック塀等の所有者又は管理者は、災害が発生した場合における当該ブロック塀等の倒壊を防止するため、定期的に当該ブロック塀等の点検を行うとともに、必要に応じ、当該ブロック塀等の補強又は改修、当該ブロック塀等に代わる生け垣、さく等の設置等を行うよう努めなければならない。

2 建築物又は広告塔、装飾塔、広告板その他の屋外に取り付けられている物(以下「広告塔等」

という。)の所有者又は管理者は、災害が発生した場合における落下対象物(建築物の<sup>かわら</sup>瓦、外装材、屋外に面しているガラス、屋外に設置された設備機器その他これらに類する建築物の部分及び広告塔等をいう。以下同じ。)の落下を防止するため、定期的に当該落下対象物の点検を行うとともに、必要に応じ、当該落下対象物の改修等を行うよう努めなければならない。

3 屋外に設置された自動販売機(以下「自動販売機」という。)の所有者又は管理者は、災害が発生した場合における当該自動販売機の転倒を防止するため、定期的な当該自動販売機の点検等を行うよう努めなければならない。

4 市長は、避難路又は緊急輸送路に面するブロック塀等、落下対象物及び自動販売機のうち、災害が発生した場合において危険であると認められるものの所有者又は管理者に対し、その安全の確保のために必要な助言又は指導をすることができる。

(安全対策の普及及び啓発)

**第17条** 市長は、避難路又は緊急輸送路の安全を確保するため、市民、事業者その他関係団体と協力して、がけ、ブロック塀等、落下対象物及び自動販売機について必要な安全対策の普及及び啓発に努めなければならない。

(報告の徴収等)

**第18条** 市長は、第7条から第9条まで、第14条第3項、第15条第3項又は第16条第4項の規定による助言又は指導をしたときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、安全の確保のために必要な措置に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

### 第3章 市民等による自主的な災害に強い都市整備の推進

(地区施設整備計画の策定)

**第19条** 市民等(市民又は土地権利者等をいう。以下同じ。)は、自ら災害に強い都市整備を推進するため、当該地区における災害に強い都市整備の推進に関する計画(以下「地区施設整備計画」という。)を策定することができる。

2 地区施設整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 地区施設整備計画の名称
- (2) 地区施設整備計画の対象となる区域
- (3) 地区施設整備計画の目標年次
- (4) 災害に強い都市整備の目標及び方針
- (5) その他災害に強い都市整備を推進するために必要な事項

3 市民等は、地区施設整備計画を策定するに当たっては、本市のまちづくりに関する計画及び金沢市地域防災計画に調和するものとしなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

4 市長は、市民等が地区施設整備計画を策定するに当たっては、当該地区施設整備計画が本市のまちづくりに関する計画及び金沢市地域防災計画に調和したものとなるよう協力しなければならない。

5 市長は、市民等による地区施設整備計画の策定を推進するため必要があると認めるときは、当該市民等に対し、技術的な援助をすることができる。

(防災まちづくり協定)

**第20条** 市民等は、前条の規定により地区施設整備計画を策定したときは、市長と災害に強い都市整備の推進に関する協定(以下「防災まちづくり協定」という。)を締結することができる。

2 市長は、防災まちづくり協定を締結したときは、その旨及びその内容を公告しなければならない。

3 前項の規定は、防災まちづくり協定を変更する場合について準用する。

4 市長は、防災まちづくり協定を締結したときは、当該防災まちづくり協定の締結に係る市民等に対し、予算の範囲内において、財政的な援助をすることができる。

(地区計画等への要請等)

**第21条** 前条第1項の規定により締結された防災まちづくり協定に係る区域内的の市民等は、当該防災まちづくり協定の締結に係る地区施設整備計画を地区計画等として都市計画に定めるよう市長に要請することができる。

2 市長は、前項の要請があった場合において、当該地区施設整備計画が地区計画等に適合すると

認めるときは、都市計画法第 19 条第 1 項の規定による都市計画の決定に係る手続を行うものとする。

#### 第 4 章 災害に強い都市整備に関する活動に対する支援等

(国等への要請)

**第 22 条** 市長は、市民及び事業者が行う自主的な災害に強い都市整備に関する活動又は市民等による地区施設整備計画の策定若しくは当該地区施設整備計画に基づく災害に強い都市整備の推進に関し必要があると認めるときは、国、県、他の地方公共団体その他関係団体に対し、必要な協力を要請しなければならない。

(援助)

**第 23 条** 市長は、第 7 条、第 9 条、第 19 条第 5 項及び第 20 条第 4 項に定めるもののほか、災害に強い都市整備を推進するため必要があると認めるときは、技術的な援助をし、又は予算の範囲内において、財政的な援助をすることができる。

(表彰)

**第 24 条** 市長は、災害に強い都市整備の推進に著しく貢献した者を表彰することができる。

#### 第 5 章 雑則

(委任)

**第 25 条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 21 年 3 月 24 日条例第 4 号、金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例附則第 14 項による改正抄)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。〔平成 21 年規則第 57 号で、平成 21 年 10 月 1 日から施行〕

**附 則**(平成 26 年 3 月 25 日条例第 30 号、金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例の一部を改正する条例附則第 2 項による改正抄)

1 この条例は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。